

第四章 律令制下の水戸地方

大和朝廷が政治的・社会的行きづまりを打開するために行なった大化改新（六四五）は、天皇の権威の下に強大氏族の専権を押さえ、中央集権的な国家を建設しようとするものであった。その事業は改新後約五〇年を経て大宝律令の制定、それに続く奈良朝の繁栄となって実を結んだ。

中央のこの大きな動きは、中央集権的な体制の確立というその本来の性質から、当時東国の辺境であったこの常陸の地方にも直ちに波及した。そして、国郡里の地方行政組織・班田制・条里制、あるいは新しい租税制度など、新制度が実施され、郷土の生活もまた大きく変化し、発展をとげたのであった。

この時代の郷土の歴史を考える場合に、常に念頭におかなければならないのは、この時代が中央集権的な律令体制下の時代であったということである。したがって、国造の支配を受けていた前代とは異なり、中央政府の権威と支配とが、国郡の行政組織を通じて、直接この地方に及ぶことになり、律令の諸制度は郷土の生活をいろいろな面で強く規制したのであった。

また大化改新の際、新興の唐・新羅の著しい発展に対し、それに劣らない国家の建設が目標とされ、その結果、唐制を模範として整然たる国家組織が急速に作り上げられた。この大きな、そして多分に理想的な律令制国家組織の建設、維持運営は、一面では、それを支える一般国民の負担となって、その生活を圧迫したことは否（いな）めないが、他面、このような律令制国家の成立によって、国力が充実し、社会が安定したので、以前の時代に比べて人々の生活は安定し、向上した。また天皇の権威を中心として国家意識が高まり、統一的な精神が盛んになっ

た。広く庶民の階層をも参加せしめた奈良時代の文化の発展は、このことを有力に物語るのである。

本章で取り扱う時代は、この大化改新から奈良時代の末に至る約一五〇年間であり、律令制下の水戸地方に関する諸問題について記述する。

第一節 那賀郡の諸郷

現在の水戸市は、那珂川を境にして、地域からいえば、旧東茨城郡に属すべき部分と、もと那珂郡に含まれた地域とから成る。つまり市域はもとの茨城郡と那珂郡の両郡にわたっていることになる。ところが、このように那珂川を境にして那珂郡と茨城郡とが接するようになったのは、近世に入ってからのもので、古くは、いまの水戸市の地はすべて「那賀郡」の中に含まれていたのである。そこでまずこの「那賀郡」について、いろいろな問題を取りあげてみよう。

「那賀」の郡名

現在「那珂郡」と書かれるようになっていたために、「那賀郡」の表記はやや奇異な感じを与えるかもしれないが、常陸のナカ郡の場合は、「那珂」の表記が一般的になるのは中世以降のもので、少なくとも平安時代の初め頃までは、「那賀」と書く方が一般的でもあり正式でもあったのである。すなわち正倉院の文書や調布の墨書、続日本紀・万葉集等(1)の最も信ずべき史料には、すべて「那賀」の字が用いられており、正式の郡名は「那賀郡」であったことが明らかである。

「那賀郡」の呼び方について考えてみると、「賀」は後世濁音の「ガ」と読まれることが多く、紀伊国の那賀郡は明らかに「ナガ」と呼ばれて

いるが、賀茂（かも）の例でも知られるように、賀は清音の「カ」と読まれることもある。古事記・万葉集の用例を検討してみると、賀は明らかに清濁両音に通じ用いられており、むしろ清音「カ」を表わす方が多かったとみられる。したがって「那賀」の字だけからは、ナカともナガとも決められないわけである。しかし常陸の那賀郡は、古事記・国造本紀に「仲国造」とあること、万葉集に那賀郡曝井を詠んで「三栗の中」とすること、後世「那珂」の表記に転じていくこと等の諸点からみて、字は異なっても、今と同じように「ナカ」と呼ばれたとしてよいであろう。あるいは地名は二字嘉字を用いる方針によって、「仲」「那珂」などいろいろに書かれていたものが、「那賀」に統一されたのであろうか。

ところで「那賀」という郡名であるが、諸国に那賀あるいは那珂の名をもつ郡は必ずしも少なくはない。すなわち伊豆・石見・紀伊・阿波に那賀郡があり、武蔵・讃岐・筑前・日向に那珂郡があった。また、郡の下の郷にも、那賀・那珂の名をもつものは、和名抄によれば全国に一六カ郷を数えることができる。これらの那賀あるいは那珂の名をもつ郡郷は、例外はあるが、多くは国郡のほぼ中央に位置しているところから、おそらく「中（なか）」に因（ちな）んで名づけられたものであろうといわれる（2）。地名の語源について軽々しい断定は避けなければならないが、常陸の那賀郡も、おそらくは国造の支配するクニの中で、ほぼ中央に位置するという地理的な意識から名づけられたとみてよいであろう（3）。古事記や国造本紀で「仲国造」と表現されているが、仲は中と適用する文字であることも、この推測を助けるといえよう。

那賀郡の成立

この那賀郡はいつ頃設置されたのであろうか。一般に国郡里の地方制度は、大化改新の際に創（はじ）められたものといわれる。ところが

日本書紀に見える大化改新の詔(みことのり)が確かなものかどうか、その信憑性をめぐって、近年多くの疑問が提出され、その郡や里の地方制度に関する規定は、後世の制度に基づいて創作された、いわば架空の規定であろうとする見解がある。したがって大化改新によって全国一律に国造のクニが廃止されて、郡が設けられた、と簡単に考えるわけにはいかないのである。しかし大化改新の詔は、すべてを書紀の編者の創作として否定すべきものではなく、この郡や里に関する規定も、地方制度整備の基本的な方針、大綱を示したものとして、信用してよいと考えられる。ここで明示された方針が、その後次第に実現され、場合によっては、実情に応じてそれが変更されたと考えれば、改新の詔とその後の制度との食い違いも、十分に説明がつくのではなかろうか。

改新の詔の郡里についての規定というのは、第二条に「凡ソ郡へ四十里ヲ以テ大郡ト為シ、三十里以下四里以上ヲ中郡ト為シ、三里ヲ小郡ト為セ」とあり、また第三条に「凡ソ五十戸ヲ里ト為ス」とあり、郡司・里長の任用についてもそれぞれ定められている。おそらくこの規定に基づき、各地の実情に応じて、国造の支配する旧体制から、しだいに郡司・里長の管轄する郡・里の地方制度に切り替えられていったものであろう。那賀郡の成立も当然その過程の中で考えなければならぬ(4)。

一般に郡の成立については、分割などによって新設される場合を除いて、ほとんどその事情を明らかにしがたいが、那賀郡もその例にもれず、設置の事情はつまびらかでない。ただこのことについていくつか注目すべき点を指摘しておくならば、まず風土記(常陸国風土記を指す。特に断らない場合、以下これに同じ)香島郡条に孝徳天皇己酉年(大化五年、六四九)「下総国海上(うなかみ)国造部内」より一里と、

「那賀国造部内」の「寒田以北五里」とを割（さ）いて、新たに香島郡を設けたことが記されている。もし厳密に論ずるならば、ここに「那賀郡」と記されずに特に「那賀国造部内」と表現されていることは、おそらく香島郡建郡当時、まだ那賀郡が成立していなかったことを示すものといえよう。これは大化改新の詔の後三年目のことである。またこれと同じく風土記行方（なめがた）郡条にも、癸丑年（六五三）に同郡が設置された際、「那珂国造大建壬生直夫子（なかのくにのみやつこだ いけんみぶのあたのおのこ）」がそのことに関与したことが見えている。この場合にも「那珂国造」とあって、那賀の郡司と呼ばれていないことに意味をもたせて考えるならば、これは、改新後約一〇年を経過した時期にも、まだ郡制への切り替えが行なわれていないことを語るものかもしれない。ただ風土記の記載に、そこまでの厳密性を求めることができるかどうかについては議論の余地もあろう（5）。しかし下野の那須国造碑に見られるように、改新後約四〇年たった頃まで旧制国造の残った例もあるから、新郡制への移行は必ずしも画一的に行なわれたことではなく、那賀郡の場合にも、大化改新の際ただちに郡制が施行されたのではないと思われる。ただ設置の時期などについては、史料の制約からこれ以上は明らかにしがたい。

郡は大化前代の国造のクニが転換したものといわれるが、実際には改新後かなり多数の郡が分割によって新たに誕生したらしい。那賀郡の場合にも、那賀国造の支配地がそのまま那珂郡になったわけではなく、それら新設の郡に割（さ）かれた地域も多いのである。前に述べたように風土記の伝えるところでは、己酉年（六四九）に香島郡が新設され、この時に寒田（今の神池（ごうのいけ）か）以北の、もと那賀国造の支配地が割（さ）かれているが、これはほとんど香島郡の大部分を占める広い地域である。またあまり確実ではないが、癸丑年（六五三）の

行方郡の新設の際にも、かなりの地域が那賀国造の地から割かれたらしい。したがって那賀国造の勢力はもと北浦の両岸地帯にまで及んでいたと考えられるが、那賀郡になるのは、その一部分で、北部の地域であったということになる。

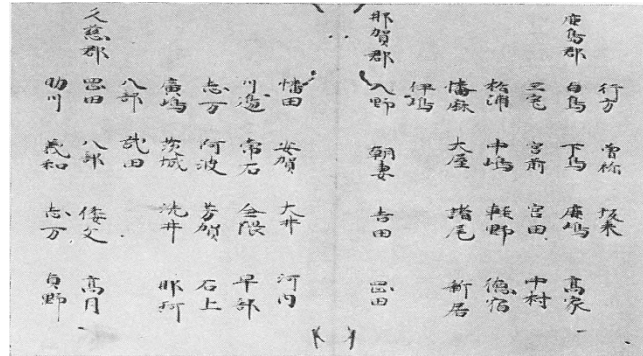
郡内の諸郷

元来各地には古くから自然に発達した村落があって、それが人々の生活の場になっていた。ところで、律令制の下で地方行政の単位となったのは、それら自然村落を数ヵ村集めた程度の規模をもつ「里(り)」(のち「郷」であった。大宝令では里は戸五〇戸をもって構成することが定められているが、この「戸」は後世の家とは異なり、普通にわれわれのいう家を二、三戸含んだもので(6)、平均二八人程度の成員をもち、したがって一里の人口は概数一四〇〇人ほどと推定されている(7)。各里には「里長」が任命され、租税関係の事務をはじめ里内の行政に当たった。

ところで、この行政単位は靈龜元年(七一五)にいたって、郷里制と呼ばれる新しい制度に切り替えられる。これによって、それまで「里」と呼ばれていた五〇戸の単位は「郷」と改められ、その下に新しい「里」が画一的に二里ないし三里ずつ置かれることになった。その後この制度は二五年ほど続くが、天平十一年末から十二年初めにかけての頃、再び制度の改正があって、「郷」の下の「里」は廃止され、いわば郷制ともいべき五〇戸一郷の単位が残り、この制度がその後永く行なわれることになった。

地方行政の末端組織として、「郷」の制度は当時の人々の生活の上で、自然村落とともに重要な役割を果たしたと考えられる。なお郷は元来は戸数を基準とする行政単位で、郡のように境界をもつ地域ではなか

ったはずであるが、かなり早い時期から地域としての性格を帯びるようになり、行政区画として現在の町や村とあまり変わらぬものになっていたらしい。



第1図 那賀郡内の郷名 高山寺本和名抄（古簡集影）

当時の郷について調査する場合、最も基本的な史料として重要なものは、源順（みなもとのしたごう）の和名（わみよう）類聚抄（略して和名抄という）である。これは平安時代の辞書で、その国郡部に全国にわたる郡郷名が列挙されている（8）。いま常陸の那賀郡についてみれば

「那賀郡 入野、朝妻、吉田、岡田／播田、安賀、大井、河内／川辺、常石、全隈、早部／志万、阿波、芳賀、石上／広嶋、茨城、洗井、那珂、八部、武田（9）」

ここに二二郷の名が示されているが、この郷数を常陸の他の郡と比べてみると、久慈郡二〇郷、多珂郡八郷鹿島郡一八郷、茨城郡一八郷、行方郡一七郷、新治郡一二郷、筑波郡九郷というように、各郡いずれもこの郡より少なく、この郷数は常陸で最大である。さらにこれは常陸で最大であるばかりでなく、少なくとも和名抄に見える一郡の郷数としては全国で最も大きい数である。

令制では郷数によって郡を格付け、二～三郷を小郡、四～七郷を下郡、八～一一郷を中郡、一二～一五郷を上郡、一六～二〇郷を大郡と規

定した。もし一郡の郷数が二〇郷を越えた場合には、隣郡に編入するか、新郡を分置するかの措置がとられた。したがってここに那賀郡二二郷の名が示されているのは、何かの誤りか、それとも例外かということになるが、特に誤りと断定することもできず、何らかの事情で分割が遅れ（10）、例外的な大きな郡になったとみるべきであろうか。なおこの他に正倉院の調布の墨書に「那賀郡荒墓郷」の名が見えるが、和名抄に掲げられていないのは、誤脱か改名のためか明らかでない（11）。

これらの諸郷が現在のどこに相当するかについては、江戸時代以来多くの学者によって、主として遺称地と地理的な観点から、その比定が試みられている。それらの説によれば、現在の水戸市域に含まれる郷としては

吉田郷 吉田町付近

大井郷 飯富町付近

河内郷 上河内町・中河内町付近

常石（ときわ）郷 上市北東部（もと常磐村あり）

全隈郷 全隈（またぐま）町付近

などがある（12）。一般に郷の現在地への比定は困難な場合が多く、明白な遺称があるものの他はほとんど決しがたいが、いま中山信名の説により郡内の諸郷の位置を示せば、第二図のごとくである（13）。当時の住居址や古社によって集落の分布や規模を考え、再検討を加える必要があるが、この推定の大綱はほぼ妥当なものとして認めてよいと思う。これによれば那賀郡の郡域は現在に比べると、かなり南にずれて、南は東茨城郡内原町、茨城町長岡・谷田部、澗沼の北岸までを含み、北は大体いまの美和村檜沢、緒川村、大宮町小野、那珂町下江戸・田崎・後台、水戸市上国井町・田谷町、勝田市、那珂湊市等が郡域に含まれていたと考えられる。



第 2 図 「那珂郡廿二郷圖」新編常陸国誌（上卷）所収

なお和名抄では那賀郡に「茨城」郷が見えているが、この郷は和銅年間以前には茨城郡に属していたらしい。すなわち風土記の茨城郡の条に、同郡の郡名の起原を述べた記事があり、そこに

「所謂茨城、今那珂郡ノ西ニ在リ、古ハ郡家ヲ置ク所、即チ茨城郡ノ内ナリキ」

とある(14)。これは、茨城郡の郡名の起原となった茨城(今の西茨城郡友部町小原に当たると考えられる)はもと茨城郡内の地で郡衙もそこに置かれていたが、のちそこが那賀郡に編入され、茨城郡の郡衙は他所に移されたことを示すものと解せられる。和名抄の茨城郷はおそらく風土記にいう茨城と同所であり、同郷はこの時に茨城郡から那賀郡の管内に移されたのであろう。風土記の時代には「茨城里」は那賀郡の管内に入っている。

郡衙

郡衙(ぐんが)すなわち郡役所は、いうまでもなく一郡の行政の中心として極めて重要な意味をもっていた。そこで次に那賀郡の郡衙の問題を取り上げてみよう。郡衙は一般に郡家とも称し、風土記では単に「郡」と表現されることも多い。

郡衙の構造については、まだ明らかでない点が多いが、その重要な一例として、那賀の隣郡新治の郡衙の遺構とみられるものが、考古学的な発掘調査によって明らかにされている(15)。その調査によれば、新治郡衙は四つの区画から成り、東部建築群一四址、西部建築群九址、北部建築群二五址、南部建築群四址(他に未発掘の遺址があるか)が検出され、合計五一の建築の存在が確認された。遺址の分布は南北約五一〇メートル、東西約四九〇メートルの地域に及ぶ。それらの建築址は倉庫と推定されるものと、住居の規模をもつものことから成っている。

またその他の例として、上野国交替使実録帳（16）の記載によれば、一一世紀の同国では、各郡衙に十ないし二十数字の正倉、一館より四館に至る郡司四等官の官舎、庁屋・公文屋などの郡庁、その他厨家などがあり、例えば勢多郡では四七字、新田郡では四四字の建物があったことが知られる。これらの例からみて、那賀郡の場合にも、郡衙はおそらくこの程度、あるいはさらに大きな規模をもっていたと思われる。

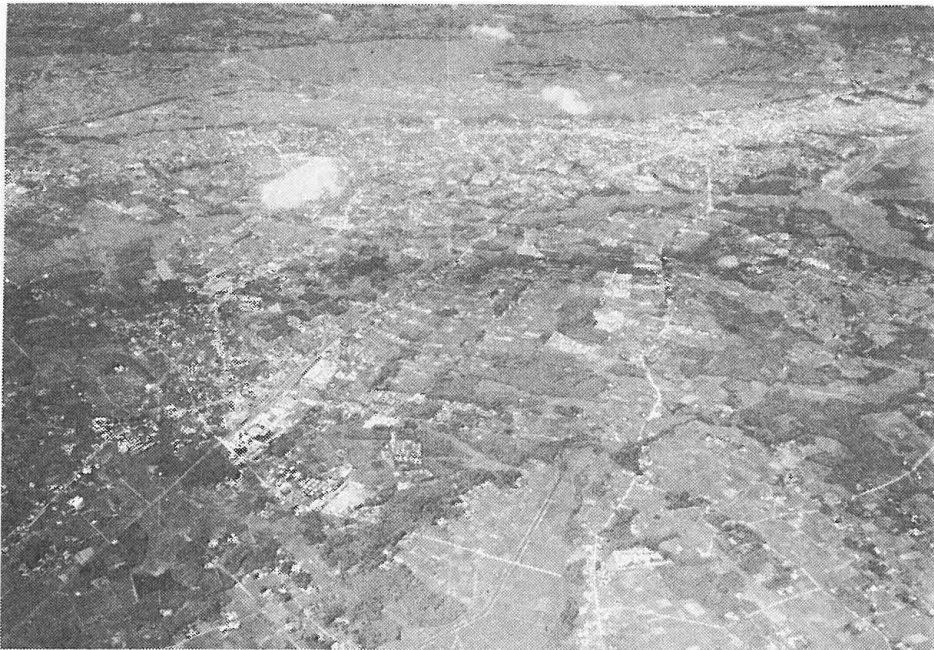
ところで新治郡の場合には、真壁郡協和村に新治・古郡の地名が残っていたために、比較的容易にその位置を推定できたわけであるが、那賀郡衙についてはいろいろ問題があつて、その位置があまり明らかでない。

郡衙の位置を考える際に、まず第一の手がかりになるのは郷名である。例えば茨城郡の郡衙は、前述のように風土記によればもと茨城里（友部町小原）に在ったらしい。ところが、そこがのち那賀郡に編入され、茨城の郡衙は石岡の付近に移り、今度はそこを茨城里と呼ぶようになったとみられる。これはいま石岡市に茨城の遺称をとどめており、和名抄に茨城郡と那賀郡の両方に茨城郷の名が見えているのは、このような事情によるのであろう。すなわち、ある場合には郡衙の所在地の郷名をとって郡に名づけ、又あるときは郡衙が置かれたことによつて、その郷に郡と同名が与えられるというようなことから、郡衙は郡名と同じ名の郷に存するが多かったと考えられる。もちろん郡内に郡と同名の郷が存するとは限らず、また例外のあることも認めなければならないが（17）、原則として、郡内に郡と同名の郷が存する場合、郡衙はその郷に存したとしてよいであろう。ところで和名抄によれば、那賀郡には「那珂」郷があるから、前の例からいうと、那賀の郡衙はこの郷に置かれたと推測することができよう。この郷の所在地については、今の那珂郡緒川村に那賀という地名があることから、これをその

遺称地とし、那珂郷を緒川村那賀に比定しようとする中山信名・宮本茶村の説（18）、一方、地理的な観点から渡里・飯富付近をこの郷の所在地と考え、郡衙もそこに求めようとする吉田東伍氏の説などがある（19）。緒川村の那賀の地名の起原が何時頃まで遡（さかのぼ）れるものか明らかでないが、少なくとも那珂郷の位置については、やはり中山信名等の見方が妥当と考えられる。ただ前述のように、郡衙が郡と同名の郷に在ったとするのは、あくまでも原則的な推測であるから、このことだけで那賀の郡衙が緒川村那賀にあったとしてしまうことは早計であろう。

次に文献の上から、この郡衙の位置を考えてみよう。風土記には直接この郡衙について触れた記事はないが、河内駅家に関し「郡ヨリ東北」と、その位置を示している（20）。ここにいう「郡」は風土記の他の用例からみて「郡家」、郡衙と同義であるから、河内駅家がこの郡衙の東北に当たっていたこと、またその駅家の「南ニ当リテ」曝井が存したこと等が重要な手がかりになる。ところで厄介なことは、郡衙も駅家も曝井も、一つとしてその位置について一点の疑いも容れぬほど明確なものがないことである。したがって循環論理で、たとえば駅家の位置を推定するときには、郡衙があつた付近にあつたとみられるから、この辺であろうといい、郡衙の位置の推定に際しては、今度は駅家の推定位置から逆にそれを求めるというようなことが、これまで郷土史の研究で行なわれてきた。その結果、渡里の長者屋敷と伝えられるものを駅長の居宅に擬して、それを河内駅家とし、風土記の記事の方位から、その西南に郡衙の所在地にふさわしい地を求めて河和田に注目し、そこに郡衙の所在を推定した中山信名・宮本茶村の説があつた（21）。ところがこの説の出発点とし、またほとんど唯一の根拠とするところは、渡里の長者屋敷が河内駅家の跡であろうという推定だけであって、

河和田の地そのものには、別に郡衙の存在を裏づけるに足る積極的な徴証はないのである。しかしその駅家の位置は確かかという点、必ずしもそうではなくて、中山信名自信が、河内駅家の位置の推定に当たっては、今度は逆に郡衙の推定位置河和田から東北に当たっていることを一つの論拠とせざるを得なかったのである(22)。このようなことから近年に至って、那賀郡衙の所在を河和田に求める説は次第に力を失って、中山信名等が駅長の宅址とした渡里の長者山付近の遺跡を郡衙址に擬する見方が有力になってきた(23)。もっとも新編常陸国誌にも「長者山アリ、之ヲ長者屋敷ト云フ、或云古那珂国造ノ治所ニテ、後郡領ノ居リシ処ナリ(24)」とあって、古くからこの見方をする説もあったことが知られる。



第3図 河和田上空より渡里方面を望む

ところで、この問題について風土記の記事を検討すると、郡衙、河内駅家、曝井の位置関係が「郡ヨリ東北」あるいは「其ノ南ニ当リテ」というように、方位のみで示されていることに気がつく。ここで方位が

示されているだけで、他のたとえば「郡ノ南廿里藻島駅家アリ」（多珂郡条）、「郡ヨリ東北十五里当麻之郷アリ」（行方郡条）という記事のように、方位と距離とを示す書き方が行なわれていないことの意味を考えてみると、これはおそらく、隣接地に関する記述であることを示すと解してよいように思われる（25）。すなわち郡衙、河内駅家、曝井が互いに隣接する地に在ったために、その位置関係が方位だけで示されたのではなかろうか。そうすると、やはりこれらは水戸の台地の北西方、渡里町・上河内・中河内町方面に求めなければならないであろう。しかも前述のように五〇宇を越える規模の建築址の存在を推測するとすれば、渡里町の長者山・宿屋敷・アラヤ付近の遺跡以外にこれを求めることは困難であろう。したがって那賀郡衙は長者山付近に置かれたと推定して大過ないと考える。付近は中世に至って城館が構築されたため、あるいはかなり原形が損（そこな）われているかもしれないが、おそらく発掘調査によって遺址を検出することが可能であると信ずる。なお前述の上野国交替使実録帳によれば郡司四等官の居館も郡衙の中に含まれたようで、那賀郡司の居館もここに推定してよいであろう。

なおこれに関連して中山信名等の郡衙移転説について述べておこう。これは信名が那珂郷を今の緒川村那賀に比定し、郡衙もそこにあったと推定することから始まる。ところが風土記の記事から考えると、郡衙は河内駅家の西南にあったとしなければならない。そこで那賀郡衙は初め緒川村那賀に置かれたが、そこがあまりに山間の僻地であったために、のち移されて河和田に転じたと説くことによって、その食い違いを解決しようとするのである（26）。このことについても直接の史料は全くないわけで、推測にとどまるが、この説の難点としては、那賀の地は考古学的に見た場合、縄文中期の遺跡が認められるのみで、他には疑問のある前方後円墳一基と若干の土師（はじ）式の土器とが発

見されているに過ぎず、国造・郡司の勢力の中心地としてはいかにも淋しいこと、また地理的に見て北西に偏し過ぎていて、とくにかつては鹿島郡の大半をもその内に含んでいた国造の勢力の中心地としては、甚だ無理な位置であること等の点が指摘されよう。ただ偏在という点からいえば、茨城郡衙ももとは那賀郡との郡境に近い、郡の北部にあったようで、郡衙の位置は必ずしも郡の中央とのみ限ることもできず、古代における開発の進み方如何（いかん）によっては、緒川村の那賀が絶対に不可ともいい切れまい。また那珂川を風土記に「栗河」と呼んでいるが、それが通説のように、阿波郷に因（ちな）む名であるとする、あるいは郡の北西部に古代の中心地が存在したとも考えられる。したがって、茨城郡衙の移転と関連して、那賀郡衙移転説も一概に捨てきれぬ感じがする。

後世水戸城を中心として水戸が地方政治の要点となったことと、律令制時代に水戸台地の北西部が那賀郡治の中心であったこととは、その間に必然的な結びつきが認められないだけに、水戸の地の地理的な重要性を語るものとも考えられ、興味深い。

郡領宇治部直

次に郡の行政に当たった郡司について考えてみよう。当時の地方官として重要なものは国司と郡司であるが、国司は守・介・掾・目の四等官から成り、それぞれの国の大小に応じてその定員が定められていた。常陸の場合は大国であったので、規定では守一人、介一人、掾二人、目二人となる。また官位相当制により、守は従五位下、介は正六位下というように、任命の基準が定められていた。奈良時代には、中央で選任された国司はそれぞれの任地に下り、六年（または四年）間の任期中は国衙に在って民政を担当し、任期が満了すれば後任者に事務を引継いで

去るという律令の規定が、ほぼ厳密に守られていたと考えられる。一方、郡司は養老令の定めるところによれば、大領・少領・主政・主帳の四等官から成り、いずれも任期は定められておらず、終身官で、多くは世襲されたものとみられる。その選任については、大領・少領には「性識清廉ニシテ時務ニ堪エタラン者」を取り、主政・主帳には「強幹聡敏ニシテ書計ニ工（たくみ）ナル者」を任すべきことが定められており、律令制行政機構の末端の官吏としての人格識見と才能とが求められている。大化改新の詔にも、郡司の選任についてはこれと同じことが述べられており。国造をこれに当てることが定めてある。郡司について注目すべきことは、これが国司のように中央から派遣され、一定の任期が過ぎれば転じていく地方官とは異なり、地方在住の豪族が任ぜられ、しかもその地位が世襲されるという点である。これによって郡司は朝廷の地方官としての特権と、地方の豪族としての勢力を併（あわ）せ有することになり、その地方における支配力は極めて強いものとなった。

那賀郡は和名抄の郷数から考えて、おそらく奈良時代にも大郡（「郡内の諸郷」の項参照）であったと思われるが、大郡の郡司の定員は大領一人、少領一人、主政三人、主帳三人と定められている（27）。

ところで那賀郡の郡司として、その名が史上に伝わるものは

宇治部直荒山 大領 養老七年（七二三）二月在任

宇治部大成 擬少領 天平宝字元年（七五七）十月在任

宇治部全成 大領 天応元年（七八一）正月在任

の三者にとどまる（28）。わずか三例ではあるが、奈良時代の各期の郡領（大領と少領をいう）在任者がわかり、このことから奈良時代には「宇治部」を称する氏族が那賀郡領の地位を世襲していたとしてよいであろう。

この「宇治部」については、わずかに正倉院の調布の墨書によって、那賀郡大井郷に宇治部を称する戸のあったことが知られるだけで、その出自、系譜等については全く明らかでない。まず問題になるのは、これと那賀国造との関係であろう。すなわち大化改新の詔で、郡司は国造の中から選任すべきことが定められているので、一般に那賀郡のように旧国造の支配したところでは、郡司はおそらく国造がそのまま任命されることが多かったと考えられるからである。那賀国造は、風土記・国造本紀・古事記によって、神武天皇の皇子神八井耳命の後裔（こうえい）で、建借間命を初祖とする「壬生直（みぶのあたひ）」であったことが知られるが、この国造壬生直と郡領宇治部直とははたして結びつくものであろうか。この両者の関係について一つの推測を下したのは栗田寛であった。すなわち、那賀国造と同じく神八井耳命の後裔と伝えられる阿蘇国造が、後世「宇治朝臣」と称したことについて、那賀郡領「宇治部直」の見えることを指摘し、共に「宇治」を称するのは、この両氏が同祖であったためではなかろうかと述べている（29）。このことは阿蘇氏系図でも確認できることで、同系図に阿蘇氏は「宇治部公」と称し、のち「宇治宿称」と改姓したことが伝えられている（30）。これによって阿蘇氏を媒介として「宇治部直」を壬生直と結びつけることが可能であるかもしれない。そうすると那賀国造壬生直は那賀郡領となり、何時の頃にか宇治部直と改称したということになる。ただ那賀国造と同族の後裔とみられる行方郡領が、奈良時代にも依然として「壬生直」を称していることから（31）、壬生直と宇治部直とは別の氏であり、国造の系統は那賀郡では没落してしまったと考えるべきかもしれない。結局このことについては、はっきり断定を下すだけの材料がないというべきであろう。

なお前掲の郡領の名で注目すべきことは、養老七年に「宇治部直荒

山」と直（あたい）の姓（かばね）を持っていたものが、天平宝字元年と天応元年には「宇治部大成」「宇治部全成」というように無姓になっていることである(32)。これは上代社会における姓の重要性からみて、決して軽々しく見過すことのできない事実であろう。

氏姓制度の下では、氏（うじ）と呼ばれる同族团的結合があり、部民・奴婢などを率いて種々の形で朝廷に服仕していた。氏は氏上（うじのかみ）と氏人（うじびと）とから成り、各氏は臣・連・直というような諸種の姓（かばね）を持っている。部民には皇室・朝廷に属する品部（ともべ）・子代（こしろ）・名代（なしろ）・田部（たべ）と、各氏に隷属する部曲（かきべ）などがあった。この氏姓制度は大化改新によって大きな変革をうけるが、宇治部は本来品部あるいは名代の民として朝廷に属する部民の集団で、宇治部直がその管理者、すなわち伴造（とものみやつこ）として、それを管掌していたのであろう。あるいは宇治部は宇治部直という氏の私有民（部曲）であったのかもしれない。したがって宇治部直と宇治部とは、名称は共通するが、実は大化前代には支配・被支配の関係で結ばれていたものと考えられる。したがって郡領が宇治部直から宇治部に転じたことは、極めて注目すべき事実である。この理由についてもいろいろな推測を下すことができる。まず宇治部直が何かの事情によって直の姓を失ったものか、あるいは、もと同族であった宇治部の一部の者が、直の姓を得たのであって、無姓・有姓の両者は元来同族であったとも考えられる。また奈良朝初期に極めて大きな勢力をもっていた郡領宇治部直の家が、その後勢力を失い、その部民から出た者が代わって郡領の地位を占めたと推測することもできよう。

なお郡領宇治部直について見落せないことは、養老七年二月大領宇治部直荒山が「私穀三千斛（こく）」を陸奥国鎮所に献じ、外従五位下

を授けられていることである。朝廷ではこの前年八月、北方の蝦夷対策として千人を選んで柵戸として陸奥鎮所に配し、また翌神亀元年二月にも諸氏の陸奥鎮所への献穀による授位、三月には陸奥の蝦夷の反乱が伝えられているから、荒山の献穀は当時の陸奥の情勢に対して朝廷に忠勤を励んだものであろう。常陸は蝦夷対策上、重要な位置にあり、陸奥の情勢は直ちに国郡内に波及したのであった。それにしても「三千斛」といえば、後世の約千二百石に当たる額であり、個人の蓄積としては極めて大きな量としなければなるまい。奈良時代も比較的早い時期に、これだけの献穀をなし得た経済力は注目すべきであり、荒山の地方豪族としての勢力は非常なものであったと推測される。また天応元年正月にも大領宇治部全成が軍糧を献じて、外従五位下を授けられているが、これも少なからぬ量であったろう。この場合には、前年三月陸奥国上治郡大領伊治砦麻呂の反乱が起こり、ちょうど征討軍が苦戦していた時期に当たるので、そのための軍糧であったとみられる。このような貢献はひとり那賀郡領だけでなく、たとえば新治郡領の銭・布の献納も伝えられ(33)ており、又この他にも同様なことはしばしばあったと考えられる。おそらくこの地方が中央から遠く隔たったいわば辺境地帯であったことと、水利にも恵まれた郡内の豊かな生産力とが、郡司の豪族としての成長を助けたものと考えられる。

注 (1) 常陸国風土記では、「ナカ」の字が一カ所みえるが、その中七カ所に「那賀」とあり、四カ所は「那珂」に作る。これについては後世転写の間の誤りも考慮せねばならず、なお検討を要するであろう。

(2) 吉田東伍氏編「大日本地名辞書」ナカの地名の各項参照

(3) 中山信名「新編常陸国誌」に「此地常道(ひたち)ノ中央ニ位スルヲ以テ、此名ヲ負ヒシナラン」(上の一五七頁)という。なお他の説としては松岡静雄氏が、「日本古語大辞典」九二二頁や「常陸風土記物

語」七四頁に、風土記によればこの郡に努賀毗古・努賀毗咩という土曾がいたとあるから、ナカはヌカの転呼で、野処（ぬか）の意であるかもしれぬ、と述べている。

- (4) 大化の地方制度については、「郡」というのは後世の制度で、大化当時は「評」がコホリを表わす字として用いられたとする説や、一里はもと三〇戸であったとみる説などがあって、なお多くの未解決の問題があるが、ここでは深く触れないでおく。
- (5) ここで「那珂国造大建壬生直夫子」とあるが、大建の冠位は天智天皇三年（六六四）制定の冠位二六階中の第二五階で、癸丑年当時の位ではないことも問題となろう。また風土記の記事で那賀国造とともに「茨城国造小乙下壬生連麿」が行方郡の建郡に関係しており、これも建郡以前ということになるが、一方信太郡条では癸丑年に信太郡が「筑波茨城郡七百戸」を割いて設けられたことになっており、風土記の記事にさほど厳密性を求め得ないとも考えられる。
- (6) 里を構成する五〇戸という場合の「戸」は、のち「郷戸」と呼ばれ、郷戸の中に夫婦を中心とする現在の家族形態に近い「房戸」が二～三戸程度含まれていた。戸についてはなお問題が多く、郷戸は班田・租税徴収等の際の単位となったもので、法的擬制であろうとする見方もあるが、あるいは当時の未発達な農業技術をみて、これが経営単位としての意味をもったことも十分考えられる。
- (7) 沢田吾一著「奈良朝時代民政経済の数的研究」一四四頁。なお現存の戸籍計帳によれば、一戸の成員は平均約二五人となり、これよりやや少ない。
- (8) 和名抄には廿巻本と十巻本があり、廿巻本の巻五より巻九に至る五巻が「国郡部」に当てられている。常陸国の郷名は第六巻に見える。なお廿巻本の重要な伝本としては高山寺本（平安末期写）と古活字本（元

和年間刊)の二つがあり、両者を参考する必要がある。

- (9) 高山寺本(古簡集影複製)による。古活字本では、郡名を「那珂郡」に、「早部」を「日下部」に。「広嶋」を「鹿島」に作り、「幡田」を「武田」の次に列する等の異同がある。「早部」については古活字本「日下部」に従うべきであろう。「広嶋」と「鹿島」の異同は、正倉院文書に「那賀郡広嶋郷」とあるが、いずれを是(ぜ)とすべきか決しがたい。なお和名抄の郡郷名が何時頃の状態を示すものかについては、他の資料と比較の結果、九世紀前半の状態に最もよく合致するという池辺弥氏の研究(「倭名類聚抄『郷名』考」成城文芸一七所載)があり、ほぼ平安初期の状態と考えてよく、奈良時代にもこれとさほど大きな相違はなかったと思われる。
- (10) 久慈郡が二〇郷であるので、それに編入することができず、地理的・政治的な事情で他の郡への編入や、分割ができなかったことも考えられる。
- (11) 荒字を忌んで飛驒国荒城郡を吉城郡と改名した例もあり、改名あるいは他郷に併合されたともみられる。
- (12) 他に和名抄の洗井郷はその位置が不明で、中山信名はこれを隠井の誤りとみて、今の加倉井・河和田付近に比定した。これによればこの郷も市域に含まれることになるろう。なお正倉院の調布にみえる荒墓郷の位置も明らかでないが、荒陵寺(四天王寺)や武蔵国豊島郡荒墓郷の例から、古墳との関係に注意すれば、あるいは市内袴塚町の付近に比定できるかもしれない。
- (13) 「新編常陸国誌」上の二八三頁
- (14) 彰考館本では「所謂茨城郡今存那珂郡之西古者家所置即茨城郡内」とあるが「茨城郡」の郡字と、「古者家所置」の家字とは分注でちょうど横に並ぶ位置にあるので、「古者郡家所置」の郡字が傍行に攙入

(ざんにう) したものとみて訂して掲げた。

- (15) 高井悌三郎氏著「常陸国新治郡上代遺跡の研究」第三部
- (16) 九条家本延喜式卷三八の裏文書。竹内理三氏「郡衙の構造—上野国交替使実録帳について—」(史淵五〇所載) 参照
- (17) 例えば出雲国飯石郡では、郡衙は飯石郡にはなく、多禰郷に置かれていたことが出雲国風土記によって知られる。
- (18) 中山信名「新編常陸国誌」上の三一二頁、宮本茶村 郡郷考
- (19) 大日本地名辞書 三六九四頁
- (20) 第二節、駅制、河内駅家の項参照
- (21) 中山信名は、注(12)に述べたように、和名抄の「洗井」を隠井の誤りとし、この郷を加倉井・河和田の付近に比定しているが、「コノ隠井郷ハ、古ノ郡家ノ地ナリ、河内駅ハ今ノ上中河内及渡村ノ地ニテ、加倉井ヨリハ全ク東北ニ当レバナリ、コノ地ハ古ノ郡家ノ蹟ト見エタリ」(新編常陸国誌 上の三〇九頁)と述べている。宮本茶村の説もほぼこれと同様で、その著「郡郷考」に見える。
- (22)「新編常陸国誌」上の二九二頁に「駅長ノ居宅ハ今ハ茨城郡ニ入りテ、渡里村ナル長者屋敷ナリ(中略)那珂ノ郡家ハ今ノ茨城郡ナル川和田ナリ、渡村、上河内、中河内、皆其東北ニアリ、風土記ノ文ト吻合ス」という。
- (23) た例えば高井悌三郎氏、伊東重敏氏が長者山の南方(現在行幸記念碑の建っている付近)にその遺構を想定し、佐藤次男氏が長者屋敷を郡衙址とし(「常陸風土記に於ける河内駅家、那賀郡家、曝井所在地論批判」考古学一八所載)、豊崎卓氏が、郡領の居所については長者屋敷と推定し、また地名の考察から郡衙址を堀町の堂地内に比定する(「常陸国那珂郡家の総合考説」茨城大学文理学部紀要〔人文科学〕一〇所載)等の諸説がある。

- (24) 「新編常陸国誌」上の七〇八頁
- (25) 中山信名が「新編常陸国誌」に「風土記ノ例、直ニ自郡東某里、又ハ郡西某里ナドカケルハ、皆其間ニ他ノ里ナキ所ナリ、其間ニ他ノ里アルモノハ、自郡東幾里某里、又ハ郡ノ西南、幾十里某里ナド必里数ヲカケル例ナリ」(上の二四六頁)と述べているが傾聴すべき見解であると思う。もっとも行方郡提賀里は風土記で「自郡西北」と方位のみが示されているが、郡家の所在地行方(なめがた)からは当時の距離にして約一〇里隔たっており、一方、久慈郡条に「郡北二里山田里」というように、極めて近い所に距離を示した記事が見えるので、必ずしも距離によって書き分けているわけではないらしい。
- (26) 「新編常陸国誌」上の三一〇頁、同三一二頁
- (27) 上郡以下の郡司の定員は、上郡(大領一人、少領一人、主政一人、主帳二人)、中郡(大領一人、少領一人、主政一人、主帳一人)、下郡(大領一人、少領一人、主帳一人)、小郡(領一人、主帳一人)である。
- (28) 宇治部直荒山は「続日本紀」養老七年二月戊申条に、宇治部大成は正倉院の調布の墨書に、宇治部全成は続日本紀天応元年正月乙亥条にそれぞれ見えている。
- (29) 栗田寛「国造本紀考」の阿蘇国造条に「宇治姓なるは、同祖の故なるべく思はるれど、未だ其徴を得ざれば、なほ熟(よく)考べし」(二二七頁)という。
- (30) この系図は近年田中卓氏によって発見、紹介されたもので(神道文化会「高千穂、阿蘇」三三七頁以下)、「阿蘇家略系譜」と題し、筆写年代は新しい(明治時代)が、注目すべき内容を含んでいる。例えば同系図に那賀国造の祖についての記載も見え、「建借馬命 志賀高穴穂大宮朝定賜仲国造」とあり、また「建許呂阪命 志賀高穴穂大宮朝

定賜石城国造」の記載は、風土記の黒坂命と建許呂命とが同一人物である可能性を示唆するであろう。ただこの系図は明らかに国造本紀の記事と密接な関連があり、なお検討を要する問題点も多い。

(31) 正倉院の調布の墨書に天平勝宝五年十月「壬生直足人」が行方郡大領であったことが見える。

(32) 「宇治部大成」は正倉院の調布に専当の郡司として見えるが、別に直の姓を特に省いたものとは思われず、他の墨書には郡司の姓も記されているし、大成と並んで見える国司名には「池原君豊石」と姓が明記されている。「宇治部全成」も、これと共に位を授けられた下総国印旛郡大領は「丈部直牛養」とあり、(続日本紀天応元年正月乙亥条) いずれも史料の性質から姓が略されたのではなく、明らかに無姓であったと考えられる。

(33) 「続日本紀」神護景雲元年三月乙亥条

第二節 律令諸制度と郷土の生活

はじめに述べたように、中央集権的な律令制国家では、地方の人々の生活も、中央の影響を直接、強く受けていた。ところで、この時代は史料が極めて乏しいために、地方の生活の実態は一とくに水戸地方というように限った場合—ほとんど具体的に描き出すことができない。そこでここでは水戸地方との関連に注意しながら、当時の人々の生活と関係の深いいくつかの制度とそれに関連する問題を取り上げてみることにしよう。それによって、ある程度まで当時の郷土の生活を推測することができるであろう。

班田収授制・条里制

まず土地制度についてみれば、律令制の下では原則として土地は公有であり、個人の耕作する土地は国家から班給されることになっていた。その方法については田令に規定されているが、主な内容として

- (イ) 田の収受は六年に一度行なわれる。
- (ロ) 田は六才以上の男子に二段、女子にその三分の二（一段一二〇歩）ずつ班給される。
- (ハ) この田は口分田（くぶんでん）と呼ばれ、受田者はその一生の間耕作することを認められ、死んだ場合には収公される。
- (ニ) 口分田は一年を限って賃租（小作）することができるが、売却することは許されない。

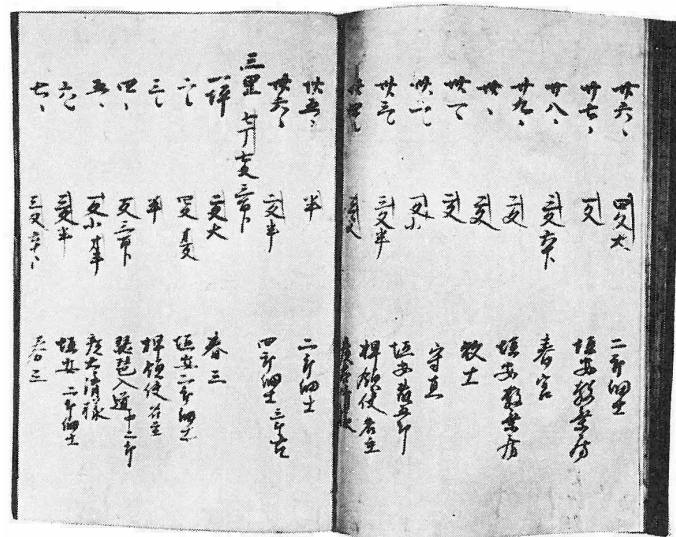
これが律令制のもとで最も基本的な土地制度で、班田収授制と呼ばれるものである。これはのちに口分田の不足や、諸種の不正行為などが原因となって、次第に運営に円滑を欠くようになり、また土地公有の原則も崩れていったために崩壊するが、ほぼ奈良時代を通じて、曲りなりにも維持されたとみられる。

また口分田の班給・管理を容易にするために、耕地は碁盤の目のように規則正しく区画されていたが、この地割制度を条里制と呼んでいる。この制度によれば土地を六丁（現在の約六四一・五メートル）ずつに整然と区切り、番号を付けてその一辺を条といい、他の辺を里と呼ぶ。これによって田の所在は三条五里というように条と里で明示される。こうしてできた六丁四方の区画を「里」と名づけ、その中を三六等分して一丁（約一〇六・九メートル）四方の区画を作り、それを「坪」と呼ぶ。坪の面積は三六〇〇歩で、これが面積一町に当たる。実際には坪の中が更に一〇等分されて、三六〇歩一段の区画が作られ、それが班給の基礎となる。これらの区画の境は、畔・溝・道路などによって仕

切られ、その遺構の現在にまで残る例が多い。

この班田制・条里制はほぼ全国的に実施されたとみられるので、当然水戸地方にもそれが行なわれたと考えられるが、条里制については明証があって、その実施が裏づけられる。すなわち吉田神社文書の中に安貞二年（一二二八）十一月の「酒戸吉沼田地検注帳案」があり、そこに明瞭に三つの「里」と各三六の「坪」についての検注（検地）の結果が示されていて、そこに条里制の土地区画が残っていたことがうかがわれる。

現存の遺構については、あまり明瞭に指摘できるものがなく、地名にも明確な反映は認めがたいが、酒戸・谷田・吉沼・上大野・坪大野の付近と、渡里・国井・柳河・青柳の一带に、それらしい地割の痕跡を認めることができる。それによれば南北の基線は約四五度東に傾いているようである（1）。なお渡里町長者山からほぼ正南に走る数条の路が存することも注目される。



第4図 安貞二年の「酒戸吉沼田地検注帳案」（写本）

吉田神社文書（彰考館所蔵）

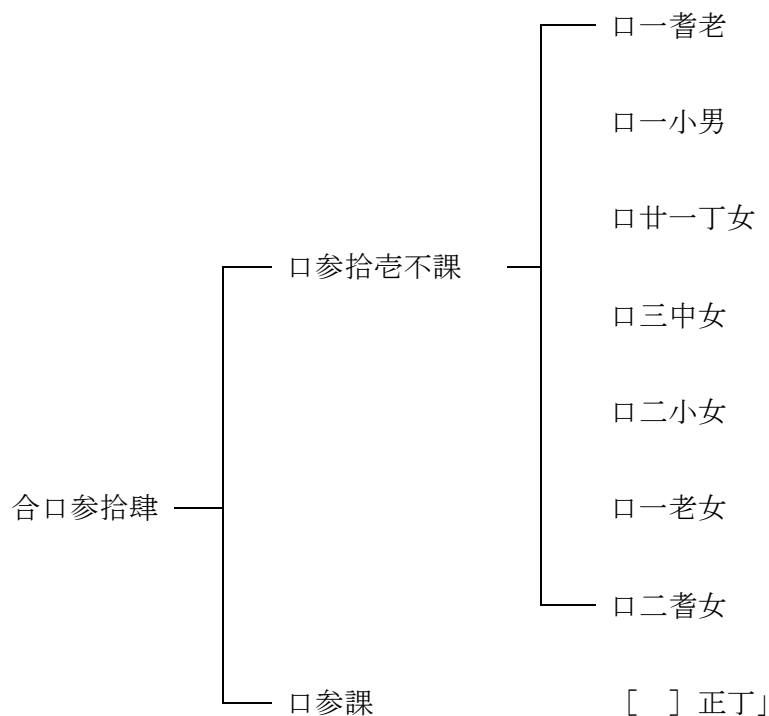
なおこの地方は、那珂川水系の利用によって、水利の点では比較的

恵まれていたものと考えられ、低地帯には早くから水田が開けていたのであろう。

戸籍・計帳

班田収授制とともに、律令制の根底をなす制度の一つは、戸籍・計帳の制である。戸籍は六年に一度作成され、年次によってその形式は多少異なるが、たとえば

「戸主日下部黒成、年伍拾伍歳	正丁
妻日下部家依女、年参拾捌（八）	丁女
妾日下部「[]」拾壹	丁女
男日下部本継、年弍拾参	正丁
男日下部弟主、口拾陸（六）	小男
女日下部本「[]」捌歳（八）	中女
（中略）	



のように (2)、戸ごとに戸主を筆頭として、戸口の性別・続柄・氏名・年令・租税負担能力の区分などを記載したもので、これに基づいて班

田が行なわれた。一方、計帳は毎年作られ、戸籍と同じような記載項目の他に、各人の身体の特徴が記されており、これを台帳として調庸の徴収が行なわれた。

正倉院に奈良朝の諸国の戸籍・計帳が保存されているが、たまたま常陸国の戸籍の断簡がその中に含まれている。前に掲げたものは、その一部分である。この戸籍は痛みが甚だしいために、その作成年次やどの郡のものか明らかでないが、内容からみておそらく延暦四年（七八五）以後のものと推定され（3）、また「常陸「[]」」と判読できる朱印の捺（お）されていることから、常陸の戸籍であることはほぼ疑いない。中に占部（うらべ）・日下部（くさかべ）・丈部（はせつかべ）・公子部（きみこべ）・雀部（ささきべ）など那賀郡にも分布していたことの知られる氏族が多く見えており、那賀郡と無縁ともいいきれないので、次に取り上げてみよう。

この戸籍で、ほぼ完全なのは三戸分の記載だけで、他は文字どおり断簡であるが、その内容にはすこぶる注目すべき点がある。それはこの戸籍の男女の比率で、性別の明らかな戸口約一〇三人の中で、女子の数は実に八七人に上り、ほとんど女子が九〇パーセントに近い数を占めていたことになる。これは明らかに不自然な男女比率で、おそらく何らかの虚偽・不正がそこにあったと考えなければなるまい。つまり女子は租税負担の上で、調・庸・雑徭（ぞうよう）を免除されるところから、戸籍の面を女子と偽ってそれらの負担を免れようとしたものか、あるいは架空の女子名を申告して口分田の班給額を増し、しかも調・庸等の負担が増加しないようにしたものであろう。このような戸籍・計帳をめぐる不正行為は、特に律令制が崩壊期に入ると多く起ったことであるが、これもその一例として注目すべきであろう。また同一の戸の中に雑多の氏族が含まれていることも注意をひく。たとえば

ある戸は真髪部・占部・久須波良部・日下部・丈部・物部の六氏を含み、ある戸は日下部・占部・公子部・矢作部（やはぎべ）・丈部の五氏、また丈部・伴部（ともべ）・久須波良部・雀部・占部の五氏から成るといように、戸がきわめて複雑な構成をもっているのである。このことは戸籍が五〇戸一郷の規定に制約されて、編戸に際して法的擬制（別の戸を一戸にまとめてしまうというようなこと）が行なわれたことを物語るとも考えられる。ただ、この戸籍は奈良時代も末期のもので、あくまでも崩壊期の事例であるから、これをもって戸籍制度の全般を推察することはできない。律令制の盛期には、人口の実態は戸籍・計帳によってかなり正確に把握されていたと考えられる。

なお戸籍は三〇年間保存すべきことが定められているが、「庚午年籍（こうごのねんじゃく）」（六七〇）だけは規定によって永久に保存することになっていた。ところがどうしたことか常陸国については、それがなかったために、弘仁二年（八一）中央の民部省に保管されていた「辛未年籍」（六七一）を写し、のちこれを「庚午年籍」の代わりにしたという（4）。辛未は庚午の翌年に当たり、何かの事情で作成が一年遅れたのであろう。また風土記によれば、香島郡については庚寅年（六九〇）の編籍も確認されるが、これらは当然那賀郡にもあてはまるものであろう。

租・庸・調

次に租税制度についてみることにする。当時の租税負担には主なものとして租・庸・調・雑徭の四つがあった。

- （イ）租は田一段につき二束二把の割合で納めるもので、九月中旬から十一月の末までに納入する。負担としては比較的軽く、収穫の約三パーセントに当たっている。

- (ロ) 調は成年男子に課せられ、絹・緇（あしぎぬ）・糸・綿・布などをそれぞれの地の物産に応じて納めるもので、毎年八月中旬から十二月末日までに京に運搬して納入する。また副物と呼ばれる付加税がこれに伴う。
- (ハ) 庸は成年男子の負担で、歳役一〇日の労役に服する代わりに、布等を納入するもので、納期や納入の方法は調と同じく、納入者にとっては大きな負担であった。
- (ニ) 雑徭（ぞうよう）は成年男子が年間六〇日以内の限度で、国司の命ずる労役に服する義務である。期間は原則として農閑期が選ばれ、また六〇日は最大限を示したもので、必ずしもそれに満たされるべき性質の数ではなかったが、実際にはそれも無視され、限度まで使役することが多かったようである。雑徭の差発は国司の責任において行なわれたが、直接には郡司・里長が管掌し、水利灌漑施設、道路橋梁の修築等の土木工事に当たることが多かったと思われる。諸種の負担の中ではこれが最も重く、その弊害については当時から行政上の問題になることが多く、一時的に半減されることもあった。

いうまでもなく、これらの負担は律令体制を支える重要な財源であり、当然水戸地方でも、規定どおり徴収されたと考えられる。ところで、これらの賦課の中で、われわれが具体的な実物によって確認できるのは、調布の納入についてである。調布にはみな国郡里戸主の氏名、年月日を記入し、国印を捺して納入することが定められていたが、たまたま正倉院に保存された布の中に、その記載によって那賀郡から納められた調布と知られるものが四点含まれており、それぞれ端に

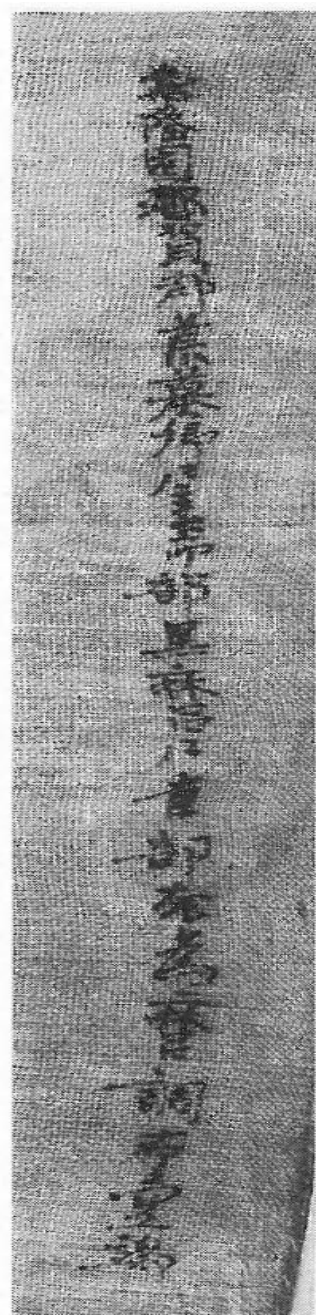
- (イ) 「常陸国那賀郡荒□（墓）郷戸主土師部黒麻呂戸雀部奈為麻呂調布壺端 天平十五年十月」

(ロ)「常陸国那賀郡荒墓郷戸主土師部黒麻呂戸雀部奈為麻呂調布尅端」

(ハ)「常陸国那賀郡吉田郷戸主君子部忍磨戸君子部真石調布尅端 天平勝宝四年十月」

(ニ)「常陸国那賀郡大井郷戸主宇治部花麻呂戸宇治部「[]」(小中) 調曝布尅端長四丈二尺広二尺四寸 専当国司大掾正六位上池原君豊石郡司擬少領大初位下宇治部大成 天平宝字元年十月」

と記されている(5)。「荒墓郷」はどこに当たるのか明らかでないが、「吉田郷」と「大井郷」は市内吉田町付近と、飯富町付近とであろう。これらの調布には常陸国印が捺してあり、納期その他についても規定に合う(6)。これによって、この地方からは調として布・曝布(さらし)が納められたこと、また一人一端(長四丈二尺、広二尺四寸)の規格も、当時の規定どおりであることが知られる。調・庸は京に運搬して納入することが義務づけられているので、常陸のように奈良から遠く離れた地方(上京三〇日)では、特にこれが大きな負担であったと思われる。



第5図 正倉院の「調布墨書」

那賀郡荒墓郷より納められたもの(正倉院所蔵)

この他に租税に類する負担として、備荒貯蓄のため、戸の貧富に応じて、上上戸より二石、以下、下下戸の一斗に至るまで、各戸から粟を納入させて貯える義倉の制があった。また出挙（すいこ）とって、元来は救貧のため、春、稲を貸付け、秋、利子と共に返納させる制度が、のち利稲を財源として利用するために強制貸付制度となったものもある。しかし義倉や出挙の制度が那賀地方でどのように実施されたか具体的には明らかでない。

軍団・衛士・防人

中央集権国家の重要な支柱ともいえるべき兵役制度についてみると、軍防令の規定によれば、正丁（二一～六〇才の男子）の三分の一を選んで兵士とした。兵士には付近の軍団に編入されて服務する者、衛士（えじ）として京に上って宮廷の警衛に任ずる者、防人（さきもり）として九州大宰府に赴いて国防の任に当たる者などがあった。衛士・防人は調・庸・雑徭を免除され、兵士は庸・雑徭を免ぜられるが武器食料などは自弁であったために、兵士に点ぜられることは当時の人々にとって大きな負担であった。

軍団は九郡より成る出雲国に三つの軍団が設けられていたことが、「出雲国風土記」によって知られるが、その他の例からみても大体三、四郡に一団の割合で置かれたものと考えられる。常陸の軍団の数や配置については明らかでないが、当時の一一郡という郡数、陸奥に接する東海道の北辺としての重要性から考えれば、少なくとも三ないし四軍団が置かれたとみるべきであろう。配置は国府（石岡市）の付近にその中の一つが存したと推測される他はつまびらかでない。軍団の組織は、兵士五人を「伍」とし、二伍を「火（か）」、五火を「隊」と称える。

「火」ごとに武器、駄馬をそなえ、隊は騎兵隊と歩兵隊に分けられ、隊

正が率いる。軍団の規模に応じて、大毅・小毅・校尉・旅帥などの将校の定員が定められており、地方の有力者が選ばれてこれに任ぜられた。一団の兵士の数は千人程度から五百人以下まで種々であったらしい。

衛士は一年を限って上京し、宮廷警備に当たる兵士であるが、那賀郡からも選ばれてその任に赴く者があったことは当然であろう。衛士は軍団の兵士と同じように五人を「伍」、一〇人を「火」と称し、それぞれの「火」には炊事等の雑用を弁ずる、いわば小使のような「火頭」が五人ずつ付けられた。その火頭として、おそらく衛士と共にこの地方から上京したと思われる者の名が伝えられている。すなわち

(イ)「三村部太万呂 年廿八 右頬黒子 常陸国那賀郡全熊郷戸主三村部真屋戸口」

(ロ)「公子大徳 年廿六 右手黒子 常陸国那賀郡広嶋郷戸主公子真徳戸口 (7)」

の二名で、(第六図参照)「全熊郷」はいまの市内全隈町、「広嶋郷」は鹿島の誤りか、広島のみままでよいのか明らかでないが(8)、旧説では現在の東茨城郡常北町の古内付近に比定されている。これらは右勇士衛(右衛士府の改称)の火頭であったが、天平宝字四年(七六〇)から同五年にかけて、東大寺の写経所に転じて、その雑用を弁じていたらしい。

防人(さきもり)は主に唐・新羅に対する備えとして、三年間九州大宰府に赴いて警備に任ずる兵士で、その制度はしばしば変更されている。すなわち天平二年東国の兵士をこれに当てることになり、同九年東国の防人をやめて九州の兵を用いたり、更に旧制に復し、また停廃される等のことがあった。しかし東国人の勇武が重んぜられたために、防人制度の中では東国の兵士が重要な役割を演じている。防人の人数については、天平十年に帰国する旧防人の数が駿河国正税帳に記され

ているが、それには「常陸国貳伯陸拾伍人」とあって(9)、この国から二六五人の防人が出ていたことが知られる。当時の常陸の郷数を和名抄によって一五二郷とし、仮に一郷からの平均を求めるならば約二人弱の防人が出ていたことになろう。この割合からすれば那賀郡からも三〇～四〇人程度の防人がはるばる九州に遣わされて、国防の任に就いたものと思われる。なお防人は国司の部領使に率いられて、常陸から難波(大阪)に到り、そこから船に乗って海路大宰府に達したものらしい。万葉集には各地の防人たちの歌が収められているが、その中に「那賀郡上丁大舎人部千文」の歌が見える(第四節参照)。

また仕丁とって、中央官庁の雑役に服する者を五〇戸に二人の割合で出さなければならなかったが、これも規定の通りに行なわれたであろう。

駅制、河内駅家

中央と地方の密接な連絡を必要とした律令体制の下では、特にそのための制度・機関が設けられていた。駅制がそれで、規定によれば全国の主要な道路には原則として三〇里(現在の約一六〇三六メートル、四里)ごとに駅(駅家)を置き、各駅には道路の大小に従って、定められた数の駅馬や乗員・蓑笠(みのかさ)が用意されていた。駅馬の数は大路(山陽道)二〇疋、中路(東海道・東山道)一〇疋、小路(上記以外の道)五疋と規定されている。駅には駅田(大路四町・中路三町・小路二町)と一定の数の駅戸が配され、駅戸は駅田の耕作、駅馬の飼養等に当たり、また駅子を出して駅使の通送(ていそう)・接待等を行なう。駅の維持・運営には駅田の収穫(駅稻)があてられ、駅戸の中から有力なものを運んで駅長に任じ、駅の運営の責任者とした。

この制度を利用して旅行できるのは、上級の官人と公用の旅行者(駅

使)で、前もって給わった駅鈴の剋数(こくすう)に応じて、駅馬・駅子を徴発し、駅ごとに乗り継ぎながら目的地に達した。駅使は地方の大きな事件や急を要する報告をもたらして上京し、また中央の通達も急ぐ必要があれば駅使によって地方に伝えられた。急行する場合には一日一〇駅以上というから、今でいえば約一六〇キロ以上進んだことが知られる。他に伝馬といって各郡に五疋の馬が備えられ、国司の交替とか罪人の移送のような、駅使ほど急を要しない公用や駅路以外の道の旅行に利用されていた。

駅制は中央と地方を結ぶ重要な連絡機関であり、殊に常陸では不安定な陸奥の情勢との関係もあって、この制度は重視されていたと思われる。なお直接この制度を利用できない一般の旅行者も、間接的には道路の整備等の面で、ある程度の便宜を受けていたといえよう。当時は官吏の交替・連絡、調庸等貢納物の運搬、防人・衛士・仕丁等の往復など、旅行者はかなり多かったとみられるが、駅家の付近や沿道の村落には、それらの旅行者のための休息・宿泊の施設も少しずつ発達して、賑(にぎ)わいを呈したことであろう。

この制度によって常陸を縦断して陸奥に通ずる道路には、駅家が設置されていた。その一駅、河内駅家が水戸の北郊に設けられたとみられるのである。

そこでこの駅家について考えてみよう。この駅家に関する唯一の文献的な手がかりは、風土記那賀郡条に見える下の記事である。

「郡ヨリ東北、粟河ヲ挾ミテ駅家ヲ置ク。(本(もと)、粟河ニ近クシテ河内駅家ト謂(い)ヒキ、今、本ニ随ヒテ名ヅク)其ノ南ニ当リテ泉、坂ノ中ニ出ヅ、多(さわ)ニ流レテ尤(いと)清シ、曝井ト謂(い)フ)」
(原文は漢文)

ところでまず問題になるのは「粟河ヲ挾ミテ駅家ヲ置ク」という一節である。これは彰考館本の原文では「疾粟河而置駅家」となっている。これについてはいろいろな説があって、原文の通り「疾粟河(ときあわかかわ)」と読んで、常磐川の意であるとする(10)説もあるが、「而置駅家」という文との続き方や、下に「粟河」がもう一度見えることと考えると、やはり河の名は「粟河」で、「疾」字に何かの誤りがあるとしなければならない。そこでこの「疾」を「挾」の誤りとみて順(よ)み下したのが、前掲の引用文である。この立場をとるのは中山信名・小宮山楓軒・西野宣明・栗田寛などである。この他には「粟河ニ臨ミテ」の誤りとする中山信名の一説、「粟河ニ近クシテ」かという伴信友の説、更に近くは「粟河ヲ渡リテ」に改むべきかという見解があるが(11)、いずれも字形や意味の上からの校訂の案である。この中で始めに掲げた「挾粟河」とする説が、西野宣明の「訂正常陸国風土記」や、それを受けた栗田寛の「標注古風土記」によって一般的になったために、もともと風土記に「挾粟河」とあったかのように誤解され、従来それについて種々の解釈が試みられて来た。

ところで風土記の伝写の状態を調べてみると、現存既知の写本は約三〇部に達するが、それらはすべて彰考館本を祖本とし、それから直接あるいは間接に転写されたものばかりで、別系統とみるべき伝本は今のところ全く認めることができないのである。したがって「疾(×)

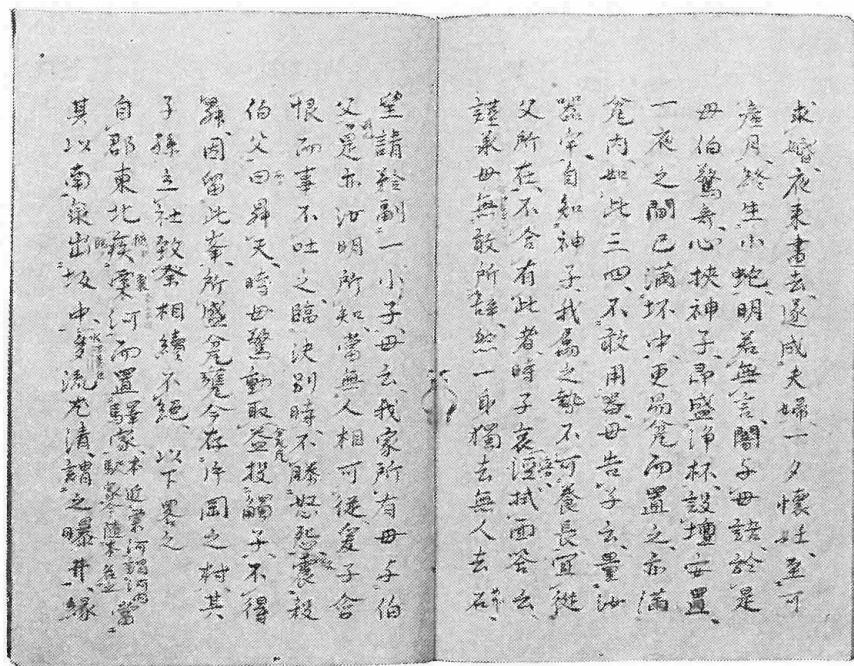
粟河」と誤られたものがもとであって、「挾粟河」「臨粟河」等はみな校訂の一案に過ぎないのであり、これは別系統の古写本があって、これに拠ったというような異同ではない。「粟河ヲ挾ミテ」「粟河ニ臨ミテ」、あるいは「粟河ヲ渡リテ」などは、いずれも比較的妥当な校訂と思われるが、いま「粟河ヲ挾ミテ」とした場合、どのような解釈ができるかといえ、従来

(イ)「挾」に「わきばさむ」の意味があるところから、粟河のすぐ横に駅家の設けられていたこと。

(ロ) 粟河を挟んで、その兩岸に駅家の施設が存したこと。

(ハ) 粟河を挟むように、郡家の対岸に駅家が置かれていたこと。

の三つの解釈が行なわれている(12)。



第7図 「常陸国風土記」(那賀郡条)

中山信名の自筆書入がある(静嘉堂文庫所蔵)

また「粟河ニ臨ミテ」ならば、粟河の岸に臨んで、「粟河ヲ渡リテ」ならば河を渡った所に、駅家が置かれていたことになろう。ただ前述

のように、風土記の文に誤写があり、それをどう改めるかという仮定の立場から出発する限り、その結論にも決定的な重さをもたせることはできず、この場合、粟河に近接した所に駅家が設けられたことを推測するにとどめなければならない。粟河というのは那珂川の古名で、おそらく上流「阿波郷」に因（ちな）む名称であろうという。

また前に郡衙に関連して述べたように、ここに「郡ヨリ東北」とその方位だけが示されていて、距離について何ら触れるところがないのは、駅家と郡衙とが地域的に隣接していたことを示すと考えてよいであろう。

次に分注の「本（もと）、粟河ニ近クシテ河内駅家ト謂ヒキ、今、本ニ随ヒテ名ヅク」という記事によって、この駅家が「河内駅家」と呼ばれていたことがわかる。また文中に「本」と「今」の使い分けがしてあることから、この駅家は途中で設置場所の移動があったらしいことが知られる。移動前とその後の主な違いは、粟河との距離が大きくなったことであろう。

また風土記の「其ノ南ニ当リテ、泉、坂ノ中ニ出ヅ」という記事も、この駅家の位置を考える上で重要である。現在文京町の滝坂に曝井と呼ばれる泉があるが、これは後世曝井に比定されたというだけのことであって、このような場合、確実な根拠とは為しがたく、したがって単純にこの泉の北方に駅家の位置を求めることはできないのである。しかし、もし曝井が今の位置でなかったとしても、それが水戸の台地から那珂川の低地の方に下る坂の途中に湧出していた泉であることはほぼ疑いない。その北方といえは、かなり方位の誤差を考慮に入れるにしても、駅家の位置は水戸の台地上である可能性は乏しいと見るべきで、那珂川に沿った低地帯、あるいは対岸の上河内・中河内に想定すべきであろう。しかも駅名「河内」の遺称とみられる上河内・中河内の地

名が存する以上、やはりその付近に比定するのが妥当と考える。ただそれにもかかわらず、駅家の位置は郡衙と同じ所に設けられる例が多かったとみられること(13)、また分注の「今、本ニ随ヒテ名ヅク」という語勢から、他郷に移された可能性が感ぜられることなどの点で、渡里町の長者山付近に比定しようとする旧説にも、一概に捨て難いものがある。

この駅は養老令の規定する中路の駅に当たるので、駅馬一〇疋を備えることになっていたが、その数は国司の裁量に任されているため、当時実際に置かれた数は明らかでない。また駅田三町が充てられたはずである。

この駅家の駅路上の位置についてみれば、国府(石岡市)から安侯(あこ)駅家(西茨城郡岩間町安居)に達した駅路は、それから東北、直線距離にして約一六キロを隔てたこの河内駅家に達し、ここから更に助川駅家(日立市)を経て、海岸づたいに勿来(なこそ)関を越えて石城(いわき)国に入ったものと考えられる。平安時代に入ると駅路に大きな変更が加えられるが、これについては次章に述べよう(第五章第一節第一表「常陸国の駅家」参照)。

なお付近の地形から考えて、渡里付近では水戸の台地から那珂川の低地に下る道としては、当時においても愛宕山古墳の西方滝坂を下る道と、更にその西北方、今の笠原神社の所から下る道と、この二路以外には大きな路の存在を想定しがたい。したがって駅路もこの二路のいずれかに求めなければならないであろう。長者山の遺跡との関係からすれば、後者の方が妥当性に富むと思われるが、決めかねる。

次に当時の官道と那珂川との関係について考えてみよう。後世でも事情はあまり変わらないが、河川によって道路交通が阻害されることは甚だしかった。ところで河を渡るには、次のような方法が考えられ

る。すなわち（イ）橋を架設する、（ロ）渡船を設ける、（ハ）徒歩で渡る、の三つである。当時那珂川がどのような方法で渡られていたかは明らかでない。駅使の往来の多い道であったろうから、あるいは橋が架けられていたと考えることもできるし、風土記に特に記述がないことから推測すれば、渡船か徒歩によったものともみられる。出雲国風土記によれば、天平年間の同国には、渡船または架橋を要する大きな渡河点が七つあり、その中の四カ所に橋が架けられ、他の三カ所には渡船が設けられていた。これ以外の特に触れられていない川は、徒歩で渡ることができたのであろう。橋はたとえば野城橋のように「長三十丈七尺、広二丈六尺」すなわち、幅約七・七メートル、長さ九〇メートル余にも達する大きなものもあり、また渡（わたり）には渡船が一隻ずつ備えられていた。ただこれは官営の渡船でおそらく他に私営の船もあったのであろう。

また駅家と橋や渡船との位置の関係を調べてみると、出雲国に置かれた六駅の中で、河川と関係があるのは一駅（野城駅家—野城橋と同所）だけで、他の駅は別に大きな河川の近くに設けられたというような形跡はない。したがって渡船や橋は本来駅家の施設とは関係がなく、それぞれ別個に維持運営されたものであろう。このことからみて那珂川を渡るために特にその兩岸に駅家の施設を必要としたとか、あるいは川の南岸に駅が設けられたと推論することは危険であろう。

奈良時代しばしば動揺をくり返した陸奥の情勢から、蝦夷の叛乱を急報する駅使が京に向かい、征討の大軍がこの官道を通って北に進む。また陸奥の朝集使が駅馬でこの駅を過ぎたこともあろう。奈良に調庸を運ぶ運脚、部領使に率いられて九州に向かう防人、任を終わって故郷に急ぐ衛士・仕丁など、旅行者が絶えずこの地を往来し、付近はかなりの賑わいを示したことであろう。

律令制の破綻

八世紀の初め律令体制が完成し、奈良朝初期の隆盛期を迎え、国力は充実した。人口は増し、国域は東西に拡大し、正税の蓄積にみられるように国家財政は豊かであった。しかし、奈良時代も中期を過ぎると、ようやくこの体制の破綻が目だちはじめる。その原因の一つは土地公有の原則が崩れたことである。口分田の不足の解決と生産増大のために行なわれた開墾奨励も、墾田永代私有令の発布にいたって、律令制の土地公有の原則を根底から崩してしまった。これによって社寺、権門勢家の、開墾、土地兼併が社会の大きな流れになり、「庄」「庄園」と呼ばれる私有地が増加した。一方雑徭・兵役・調庸運搬など農民の重い負担は、戸籍の虚偽・浮浪逃亡のごとき不法行為を生み、律令体制を支えるべき公民が、この体制の外に出て、ある者は大社寺や権門勢家の庄園に入って私民化した。こうなると、整然としたものであっただけに、律令体制はもろく、まず租税制度・班田制が崩れ、国家財政はその基盤を失い、諸制度は急速に崩れはじめた。

このような事態が水戸地方でどのように進行したかについては、具体的には明らかにしがたいが、この地方だけが例外であったとは考えられない。那賀地方の有力な豪族としてはまず郡領宇治部氏があるが、宇治部氏がこの流れの中でどのような役割を演じたか明らかでない。平安時代以降その名が全く現われぬことから推測すれば、あるいは時勢の波に乗り得ずに、郡領として律令制を擁護する側に立って、それと共に没落したのではなかろうか。これに対して吉田神社の庄園の形成は、あるいはこの時代まで遡（さかのぼ）ることはできないかもしれないが、この時代に吉美侯（きみこ）氏（14）が私有地拡大の流れを利用して築き上げたものが、後の吉田庄の基礎となっていると考えることもできよう（第五章第二節参照）。

- 注 (1) 豊崎卓氏前掲論文 二五頁参照
- (2) 「大日本古文書」一の三〇八頁。但し、「正倉院戸籍調査概報(続二)」(史学雑誌六九の三所載)により訂正した。なお戸籍中の「正丁」「丁女」等は、年令による区分で、一一三才を黄、四一一六才を小子、一七一二〇才を中男、六一一六五才を老丁、六六才以上を耆老と呼び、(呼び方や区分は時期により多少異なる)それぞれ調・庸・雑徭等の負担に差があった。
- (3) 中に「真髪部酒刀自売」という人名が見えるが、真髪部は延暦四年五月白髪部の改められたもので、したがってこの戸籍はそれ以後のものということになる。
- (4) 弘仁十一年五月四日太政官符(類聚三代格所収)
- (5) 松島順正氏「正倉院古裂及び御物銘文集成」(書陵部紀要二所載)
- (6) 宮田俊彦氏「正倉院御物調庸緇布墨書銘(常陸国)に就いて」(茨城大学文理学部紀要〔人文科学〕九所載) 一五頁
- (7) 大日本古文書一五の二七頁。なお「公子大徳」は「吉弥侯大徳」(一五の三〇頁)、「公子大床」(一五の三六頁)とも書かれている。
- (8) 「広嶋郷」については、和名抄の諸本に異同があり、高山寺本に「広嶋郷」、古活字本に「鹿島郷」とある。誤り易い文字であり、一概にどれを正しいと決めてしまうこともできない。
- (9) 「大日本古文書」二の一一三頁
- (10) 中山信名「新編常陸国誌」上の二九二頁に「疾栗ハトキハト訓シ。今ノ常葉村ニテ中河内村ノ南ニアリ、其処ヲ過グル河ナレバ、疾栗河ノ名ハ負ヒシナラン」とあり、西野宣明著「訂正常陸国風土記」に引かれた小原俊智の説も同じ。
- (11) 中山信名の説は静嘉堂文庫蔵「常陸風土記」(架号、七六／五八／一七五四)の自筆書入や「新編常陸国誌」上の二九二頁、同三〇九

頁

小宮山楓軒の説は国立国会図書館蔵「常陸風土記」（架号、八二六／二三）の書入

西野宣明の説は「訂正常陸国風土記」の考訂

栗田寛の説は「標注古風土記」三三頁、「新編常陸国誌」上の二九二頁上欄

伴信友の説は国立国会図書館蔵「常陸豊後肥前風土記」（架号、せ／六九）の自筆書入

最近では秋本吉郎氏校注の日本古典文学大系本「風土記」八〇頁に「挟栗河」とし、久松潜一氏校註の日本古典全書本「風土記」九〇頁に「渡栗河」と意改する説が見える。

- (12) (イ) は栗田寛の説で注 (11) 参照。(ロ) は文字に則した解釈で、この立場をとる説は多いが豊崎卓氏前掲論文一九頁、秋本吉郎氏前掲著書八〇頁注六。(ハ) は後藤蔵四郎氏補註「標註古風土記常陸」一二九頁補註 (1)、佐藤次男氏前掲論文八頁に見える見解である。
- (13) 坂本太郎氏著「上代駅制の研究」八四頁
- (14) 吉田庄の領家職は平安末に左大史小槻氏に寄進されるが、それ以前は吉美侯氏が宮司として社領を支配していたらしい。(吉田神社文書) なお正倉院の調布の墨書により奈良時代吉田郷に君子部氏の居住したことが認められ、吉美侯氏の吉田社領支配の起源は奈良朝にさかのぼると考えることもできよう。

第三節 風土記・万葉集と郷土

次に風土記や万葉集等に表われた、この地方の人々の生活や考え方について記してみよう。

神社と村

当時の社会において、神祇の信仰のもつ意味は極めて大きなものがあった。出雲国風土記によれば、九郡六二郷の同国に三九九社の存在が伝えられており、おそらく村落ごとに神社があつて、人々の生活はいろいろな面で神社と深い結びつきをもっていたのであろう。令集解に引用された古記（天平十一年以前成立）に「村ゴトニ社官ヲ置キ、名ヅケテ社首（おびと）ト称（い）フ、村内ノ人、公私ノ事ニ縁（よ）リ他国ニ往来セバ神幣ヲ輸（いた）サシメ、或は家ゴトニ状ヲ量（はか）リテ稲ヲ取り歛（おさ）メ。出挙（すいこ）シテ利ヲ取り」云々とあり（1）、これを祭りの費に充（あ）てたようで、一種の賦課的な負担が氏子たる村民にかかることもあったと考えられる。春にはその年の豊作を祈願し、秋には収穫を感謝する大きな祭礼が行なわれ、旅行の際には安全の祈願がこめられるというように、神社は村の生活において一つの中心となっていた。風土記香島郡条に、香島神宮について「年別ノ四月十日ニ祭ヲ設ケテ酒ヲ灌（の）ム、ト氏ノ種属（やから）、男モ女モ集会シテ、日ヲ積ミ、夜ヲ累（かさ）ネテ、飲ミ楽ミ歌ヒ舞フ」と、その盛大な祭礼の状況を伝えており、また筑波神の春秋の祭りに人々が数多く集まり、賑やかな様子は、風土記や万葉集に描かれて有名なことである。

ところで数多いこれらの神社の中から、靈験の顕著なことや奉祀する氏族の勢力によって国家の祭祀の対象となるものが現われた。これがいわゆる官社で、具体的には祈年祭の奉幣にあずかり、また種々の

面で国家の保護を受けることになる。それらの官社は朝廷により定められ、神祇官の官社帳（神祇官帳・神祇官記）に登録されるが、これがのち平安朝の延喜式神名帳の起源をなすものと考えられる。なお天平年間の出雲国風土記によれば、同国の官社は当時一八四社あったことが知られるが、延喜式神名帳には「出雲国一百八十七座」とあって、両者の数はほぼ一致し、個々の社名を比較してみても、大きな異同出入のないことが分かる。これによって一般の状態を類推すれば、式内社（延喜式神名帳に見える神社）は、その多くが奈良時代からすでに官社として格づけられていたとしてよいであろう。したがって次章に述べるように、那賀郡の式内社として水戸付近に比定される大井神社（飯富町）、吉田神社（宮内町）、藤内神社（藤井町）の三社は、おそらく奈良時代から既にこの地方の名社として人々の崇敬を集めていたと考えられる。推測を加えるならば、大井神社は郡領として有力であった宇治部氏の祀（まつ）るところであり、吉田神社は那賀郡の各地に分布していた吉美侯（きみこ）氏の奉斎（ほうさい）する神社であったと思われる。この中で吉田神社が、後世延喜式の名神大社・常陸三の宮となって栄えるのは、あるいは背後の氏族の勢力の発展と関係があるのかもしれない（第五章第二節参照）。

曝井

万葉集の九巻に「那賀郡曝井（さらしい）歌一首」と題して

「三栗（みつぐり）の那賀に向へる曝井の

絶えず通（かよ）はむ彼所（そこ）に妻もが」

という歌が見えている。歌の意は那賀に向かって流れる曝井の水が絶えぬように、私も絶えず通おう。彼所（そこ）に妻があればよいが、と

解釈できる。「三栗の」はナカの枕詞、上の句は単に「絶えず」をいい起こすための序詞のようにも思われるが、下の句の「彼所（そこ）」を受けており、作者の頭には具体的にその場所が描かれていたのである。

この曝井は、風土記の記事に見える泉と同じものを指していると考えられる。風土記には「其（河内駅家）ノ南ニ当リテ、泉、坂ノ中ニ出ヅ、多（さわ）ニ流レテ尤（いと）清シ、曝井ト謂フ、泉ニ縁（そ）ヒテ居（す）メル村落ノ婦人、夏月会集シテ布ヲ浣（あら）ヒ、曝（さら）シ乾セリ」とある。この泉は坂の中程の所から湧き出しており、水質も清く、水量も豊富であったために、特に夏などには、近くの村の女達が大勢集まって、布を洗ったり、曝（さら）したりするというのである。

水は人々の生活にとって極めて重要なものであり、ことに古い時代になればなる程、人々の生活は、自然の井泉と深い関係をもっていた。村の生活がそのような井泉を中心にくり広げられた様子は、風土記からもうかがうことができ、久慈郡密筑里の大井、新治郡新治里の井、行方郡行方里の玉清井など、その例は乏しくない。

この曝井が現在のどこに当たるかについては江戸時代からいろいろな説が立てられているが、中で有力なのは、愛宕町の滝坂の中程、路の東側の泉をそれに擬する説と、その西方渡里町の小岩井の湧水がそれであろうとみる説とである（2）。この付近は台地の縁辺に当たっていて、湧水は比較的多い所であるが、どの泉がそれに当たるのか、また昔のものが今でもそのまま湧水として残っているかどうかについては、実際には決めかねるといふべきであろう。いま愛宕町の滝坂の泉の傍に明治年間に建てられた「曝井」の碑があるが、これについても問題はまだ残っているとしなければなるまい。ただ少なくとも、現在、曝井として最も妥当とみられる泉を求めるといふことになれば、やはり付近

に「曝台」の字名があることや、坂の中途の涌水という点で、滝坂のいま碑の建っている付近に比定するのが穏当ではあるまいか。



第 8 図 曝井碑 —愛宕町— 明治 11 年桜井安処の建てたもの

なお万葉集の曝井歌には問題があつて、武蔵国にも那珂郡があり、万葉集では、この歌の直前に武蔵小埼沼の歌があることから、この曝井は武蔵国にあつたのであろうという説がある (3)。しかしこの説は古くから指摘されているように、武蔵の那珂郡は「那珂」であつて、「那賀」と書かれた明証がないこと、万葉集の配列順序からいうと、曝井歌の次に「手綱浜」の歌があるが、これは明らかに常陸国多珂郡の浜であり、しかも、そこに大地名を冠せずに「手綱浜」とだけあるのは、前の歌と同国であることを示すと考えられること、また風土記によつて常陸那賀郡には「曝井」と呼ばれる泉の存在が確認されること等の諸点から、現在では、これを常陸国那賀郡の曝井を詠んだ歌とみる見解が有力である (4)。

また万葉集曝井歌の作者については、この歌の少し後の左注に「右件歌者高橋虫麻呂歌集中出」とあって、「右件歌」というのが曝井歌にも係ると考えるかどうかにより、この歌を高橋虫麻呂歌集中の歌とみるか、それとも作者不明歌とみるかの違いが生ずる。これについては、やはり高橋虫麻呂の歌とみる方が妥当であろう（5）。虫麻呂は常陸守藤原宇合と同じ時期に国衙の官人として常陸に在任した人物らしく、伝説などを題材にした特異な歌風で名高い歌人であり、風土記の撰録に關与したとする説もある。この人が曝井の地を踏んで作ったものか、あるいはその名を聞いて歌に詠みこんだのか、いずれにしても興味深いことである。

防人の歌

前に述べたように東国の各地から多くの人々が防人として九州に赴いた。これらの防人たちの詠んだ歌が万葉集に収められて今日まで伝えられている。その中に天平勝宝七年（七五五）常陸国部領防人使大目正七位上息長（おきな）真人国島に率いられて九州に下る常陸の防人の歌一七首があり、そこに那賀郡上丁大舎人部千文の歌として

「筑波嶺のさ百合（ゆる）の花の夜床（ゆどこ）にも

愛（かな）しけ妹ぞ昼もかなしけ

霰（あられ）降り鹿島の神を祈りつつ

皇御軍（すめらみくさ）に吾は来にしを」

の二首が見えている。防人の歌には、遙かに故郷の山河や残して来た家族を憶う切々たる感情を、また国防の重任を負う決意と感激を、極めて素直に詠んでいるものが多いが、この二首も、その典型的な例といえよう。防人として任に赴くことは、ある場合にはその一家の生活

を破綻せしめるほどの負担となったかも知れない。しかしここに見える「皇御軍に吾は来にしを」という感激の存したことも忘れてはならないであろう。他に常陸の防人の歌として

「防人に発（た）たむさわぎに家の妹（いむ）が
 業（な）るべき事を言はず来（き）ぬかも
 常陸さし行かむ雁（かり）もが我が恋を
 記して附けて妹に知らせむ
 我が面（もて）の忘れも時（しだ）は筑波嶺を
 ふり放（さ）け見つつ妹はしぬばね
 久慈河は幸（さけ）く在り待てしほ船に
 真楫繁貫（まかじしじぬ）き吾（わ）は帰り来む
 橘の下（した）吹く風の香（か）ぐはしき
 筑波の山を恋ひず在らめかも」

等の歌が知られるが、いずれも何らの説明なしで、千年を隔てて、我々の胸に強く訴えるものがある。

晡時臥山の説話

風土記には、各地の伝承が採録されているが。水戸地方に関連するものとしては、晡時臥山の説話が見えている。

その内容は、茨城里の北に高い丘があってその名を晡時臥山という。古老のいい伝えによると、昔そこに努賀毗古（ぬかびこ）・努賀毗咩（ぬかびめ）という兄妹が住んでいた。ところが或る時一人の男が妹のところを訪ねて来るようになった。その男は何所の誰とも知れず、夜やって来て、朝になると帰って行く。やがて妹はこの男と夫婦になり、間もなく懐妊して、小さな蛇を産んだ。その蛇は夜になると母と話す、

昼間はものをいわない、そこで母も伯父も驚き怪しんで、神の子であろうと思い、清浄な坏に入れ、壇を設けて安置しておいた。ところが一夜で大きくなって、坏に満ちてしまったので、更に大きな瓮（みか）に入れ代えると、また一夜のうちにそれに満ちてしまって、容れ物が役に立たない。そこで母が子に、父の神の許（もと）に帰るようにいうと、子は供をつけてくれと頼む、母がそれを断わると、子は恨んでもものもいわず、別れに臨んで怒りと怨（うら）みから、伯父を震殺（雷を落して殺すこと）して天に昇ろうとした。母は驚いて瓮を子に投げつけたため、子はそれに触れて天に昇れなくなり、この晡時臥山に留まった。その瓮はいま片岡の村に残っていて、子孫が社を建ててそれを祀っている、という。

これは神話学的にも民俗学的にも極めて興味深い説話である。その舞台となった晡時臥山は、おそらく「ふじふし」とよみ、水戸の北西部木葉下町から、笠間市、東茨城郡内原町などにまたがる朝房（あさぼう）山（標高二〇一メートル）であろう（6）。これはいうまでもなく一種の神婚説話で、有名な三輪神話と同類の説話である。三輪神話にはいくつかの型があるが、その一つは古事記崇神天皇段に見えるもので、河内の陶津耳命（すえつみみのみこと）の女（むすめ）、活玉依毗売（いくたまよりひめ）の所に、夜になって訪れて来る一人の男があった。間もなく活玉依毗売が懐妊したので父母が怪しんで、その理由を問うと、名を知らぬ男が毎夜訪れて来るという。そこである夜訪ねて来た男の衣に、糸をつけた針を刺し、翌朝その糸をたどって行くと、三輪山の神社に至ったので、それが大物主神（おおものぬしのかみ）であることを知ったという。一方、大物主神が蛇神であり、また雷神としての性格をもつこともよく知られたことである。晡時臥山の説話では、父の事があまり問題になっていないという違いはあるが、夜訪ねて来る男の正

体が不明であること、それと通じて子が生まれること、またその本体が蛇神・雷神であったことなど、三輪神話の特徴をよく具えているといえよう。なおこれと同類の賀茂神婚説話では、神の子が父を尋ねられた時、屋根を突き破って天に昇ったことが語られているが、それと一致する点も認められる。このような説話は少しずつ形を変えながら、各地でその土地の出来事として物語られたもので、晡時臥山説話もその例話の一つと考えられる。なおここに見える努賀毗古・努賀毗咩の名を那賀の地名と結びつけようとする説もある(7)。

この説話で注目すべき点は、鹿島との関係である。前に述べたように、国造の時代には鹿島郡の大部分が那賀国造の勢力下であり、鹿島神宮の付近もそれに含まれたとみられ、那賀国造の祖と伝えられる「建借間命(たけかしまのみこと)」も、「建」は美称であるから、実は「カシマノ命」ということになって、これまた鹿島と関係してくる。ところで晡時臥山の説話と密接な関係のある三輪神話で、大物主神と活玉依毗売との間に生まれた子の後裔が、意富多多泥古(おほたたねこ)であるが、古事記の所伝ではこれが建甕槌命(たけみかづちのみこと)の子であるという。もちろん、これは時代的にも鹿島の祭神の建甕槌神とは別とみななければならないが、それにしても同名という点は注意をひく。一方、鹿島のタケミカヅチノ神は古事記に「建御雷之男神」と記されており、この神も雷神と考えられていたふしがある。また古事記で崇神天皇の時、諸国の疫病を鎮めるために、意富多多泥古が召されたことが伝えられるが、これは風土記香島郡条の、大坂山の頂に神託があつて、崇神朝に奉幣の行なわれたという所伝と極めて似通った点が多く、鹿島の神は大物主神と何らかの関係を持つらしい。したがって晡時臥山の説話は、三輪神話と結びつくと同時に、鹿島神社とも関連をもつのではなかろうか。

白鳥（はくう）

続日本紀宝亀元年（七七〇）七月の記事に「常陸国那賀ノ人、丈部竜麻呂（はせつかべのたつまる）ト占部小足（うらべのおたり）、白鳥ヲ獲（とら）フ、（中略）爵ヲ人ゴトニ二級、稻五百束ヲ賜フ」とある。

当時の人々は為政者が有徳であり、善政が布（し）かれて国政が安定すると、天は奇瑞を現わしてそれに報い、あるいは吉兆を示すと考えていた。一種の天命思想である。この考え方は大化から奈良朝にかけて、広く世に行なわれた。そのような祥瑞が出現すると、関係者が厚く褒賞され、政治情勢によっては、それを機会に年号が改められることも多かった。大化の次の白雉から奈良朝末の延暦に至る一七の年号のうち、天平神護の一つを除いて、他は悉く祥瑞を理由とする改元であることを考えても、この思想がいかに当時の為政者を強くとらえていたか思い半ばに過ぎるものがある。

延喜式によれば、それらの祥瑞には軽重の段階が付けられていた。たとえば麟・鳳・六足獣などは大瑞、白狼・赤兎・白狐などは上瑞、白鳩・白雀・白鳥は中瑞、木連理（根が二本で幹が1本になっている木）・嘉禾（一本の稲から穂が二本出るもの等）は下瑞という定めであった。もし大瑞が発見された場合には、国司は直ちに駅使を發して中央に報告することになっていた。当時駅使の發遣はかなりの重要事件に限られており、祥瑞が国境の不穩というような国の大事と同様な取扱いを受けていることは注目すべきことである。

発見者や関係の官人に恩賞が与えられることから、その賞典を目的にしたり、あるいは祥瑞によって自己に有利な政治情勢を作り出そうとする陰謀などから、祥瑞をめぐる虚偽は比較的多く、律にもその処罰規定がある。

那賀郡から出た白鳥が、どのような事情で発見され、中央に報告さ

れたものか明らかでないが、ちょうどこの二ヵ月前の五月には、珍しい白鹿の出現によって、勅が発せられ、十月には亀が現われて宝亀と年号の改められること等を考え合わせると、この前後一般に祥瑞に対して世の関心が高まっていたことが推測される。その気運の中でたまたま白い鳥（からす）が発見されて、郡司国司を經由して中央に達せられ、褒賞を受けるに至ったものであろう。

- 注 (1) 「令集解儀制令春時祭田条」(国史大系本七二三頁)
- (2) 鈴木重宣の常陸名所考に小原俊智の晒井考を引いて、「台渡の中に小岩井坂といへる所あり此坂中程に泉ありていと清し」と述べ、滝坂の泉についても挙げて「古に所謂晒井疑ふらくは此二ヶ所の中ならんか」という。
- (3) 現在の埼玉県児玉郡美里町広木字曝井の泉をこれに当たるとする。なおこの説については望月久貴氏「万葉集曝井の武蔵の国説」(万葉二所載) 参照
- (4) 沢瀉久孝「万葉集注釈」巻九の一三九頁参照
- (5) 五味智英氏「高橋虫麻呂管見」(「上古の歌人」所収) 二〇八頁以下。沢瀉久孝前掲書巻九の一七三頁参照
- (6) 中山信名著「新編常陸国誌」に「今晡時臥山ト云名亡ビタレド、小原ノ北ニ牛伏村アリ、其村ノ北ニ山アリ、アサボウ山ト云フ、至テ高カラズトイヘドモ、コノ辺ニテハ高山ナリ、コレ晡時臥山ナルベシ」(上の三〇七頁) とある。
- (7) 松岡静雄氏の見解。第一節注(3) 参照

第四節 渡里付近の奈良時代の遺跡

考古学の研究成果は、単に先史時代の研究に役立つばかりでなく、文献史料の乏しい有史時代の研究にも重要な役割を果たすことが多い。文献の上では全く消えてしまった史実や、解決のつかなかった問題が、遺物・遺跡の研究によって復原され、解決される例は決して少なくないのである。そのような意味で、次に渡里付近のこの時代の遺跡について取り上げてみよう。

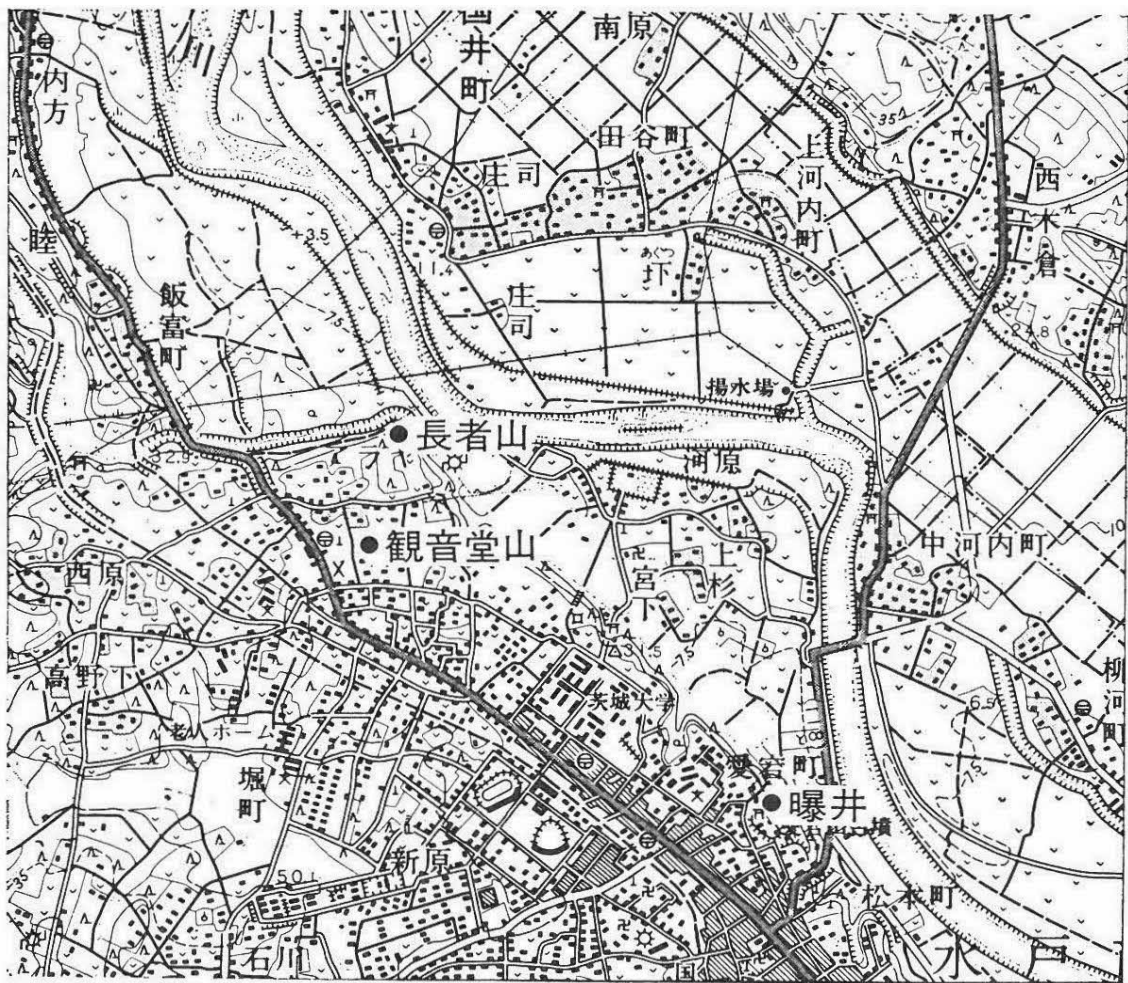
徳輪寺の遺址

水戸の台地の北端に近い渡里町に長者山と呼ばれる所がある。ここに土塁・空堀などをめぐらした、いわゆる長者屋敷があり、またその付近に礎石・瓦類を伴う建築址の存在することが古くから注目され、一守（いちもり）長者（第五章第四節参照）の伝説の舞台として語りつがれていた。ところが、近年の調査によって、その建築址は実は奈良時代の寺院の遺構であることが明らかにされた。ここでは主としてその調査報告（1）に基づいて、遺跡の概要を述べることにする。なお土塁をめぐらした長者屋敷そのものは、後世の城郭の遺構であって、直接この時代と関係するものではない。

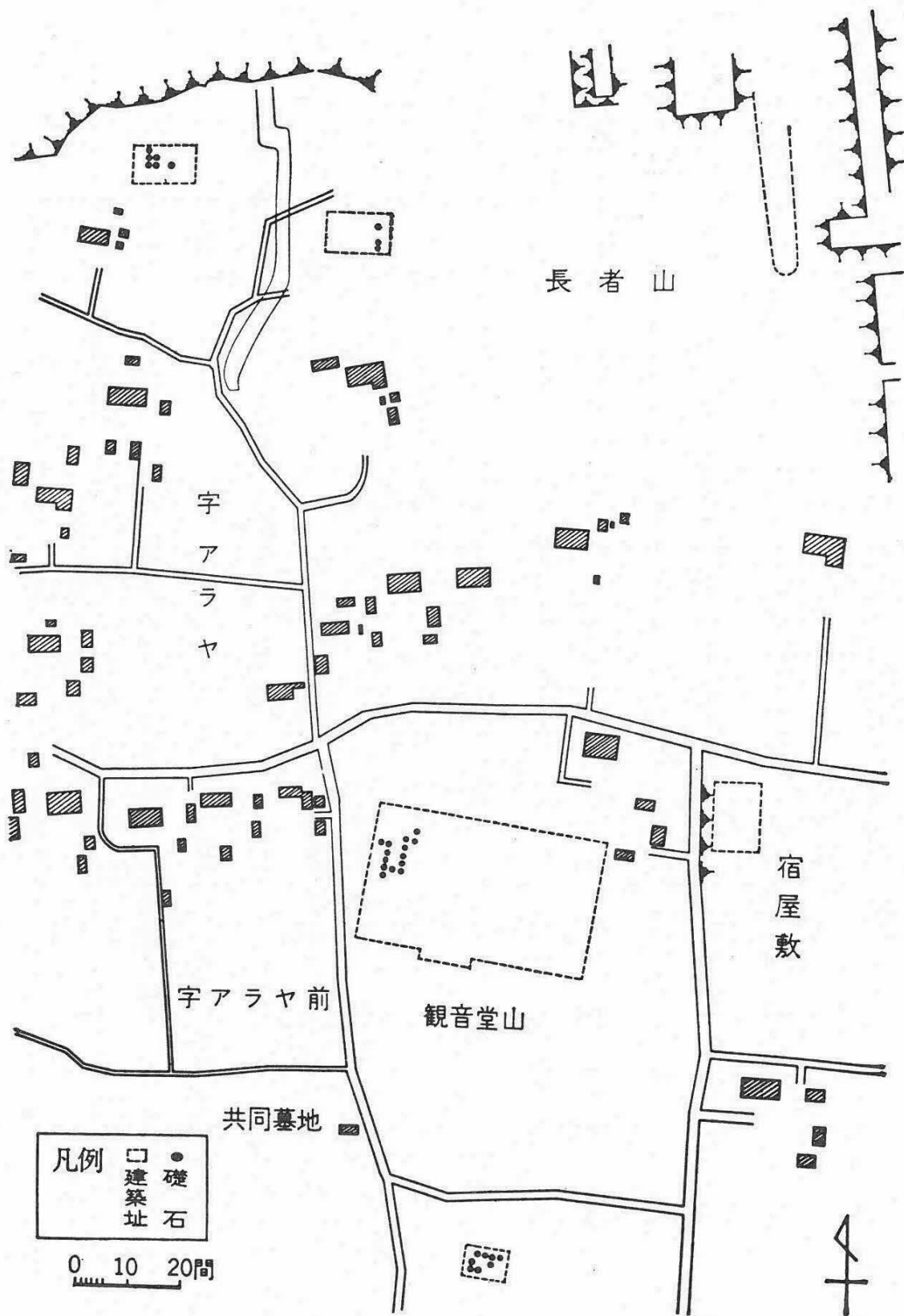
この遺跡は大きく二つの部分に分けられる。すなわち一は現在八幡神社の境内になっている所とそれに隣接する雑木林・開墾地の一画で、これを仮に観音堂山地区と呼ぶことにする。また一はこれの北西一六〇～二〇〇メートルほど隔たった所にある遺址で、これを長者山地区と名づけよう。

（イ）観音堂山地区の遺址。字アラヤ前の観音堂山れと呼ぶ一画に残る遺址で、合計九つの建築址が検出されている。この地区は北側と北東の一隅とが既に開墾されて耕地となっているために遺存の状態

は良くないが、基礎の地固めから想定すれば、建築の配置は第十図のごとくである。この中で最も遺存状態の良いのは北西隅の第一号址で、東西一五メートル、南北二五メートルにわたって地固めの跡があり、その上に現在一五個の自然石の礎石が露出している。礎石の状況からみて、もとは一列八個、五列、計四〇個の礎石があったらしく、ここにあった建物は、柱間七間四間の、かなり規模の大きな建造物であったと推定される。また礎石の状態や、付近より木炭が出土することから、この建物は火災によって焼失したものと考えられる。この他には神社の東南の第八号址に残礎二個が認められるだけで、他はいずれも地固めの跡によって建築の存在が確認されるにとどまる。



第9図 渡里付近要図



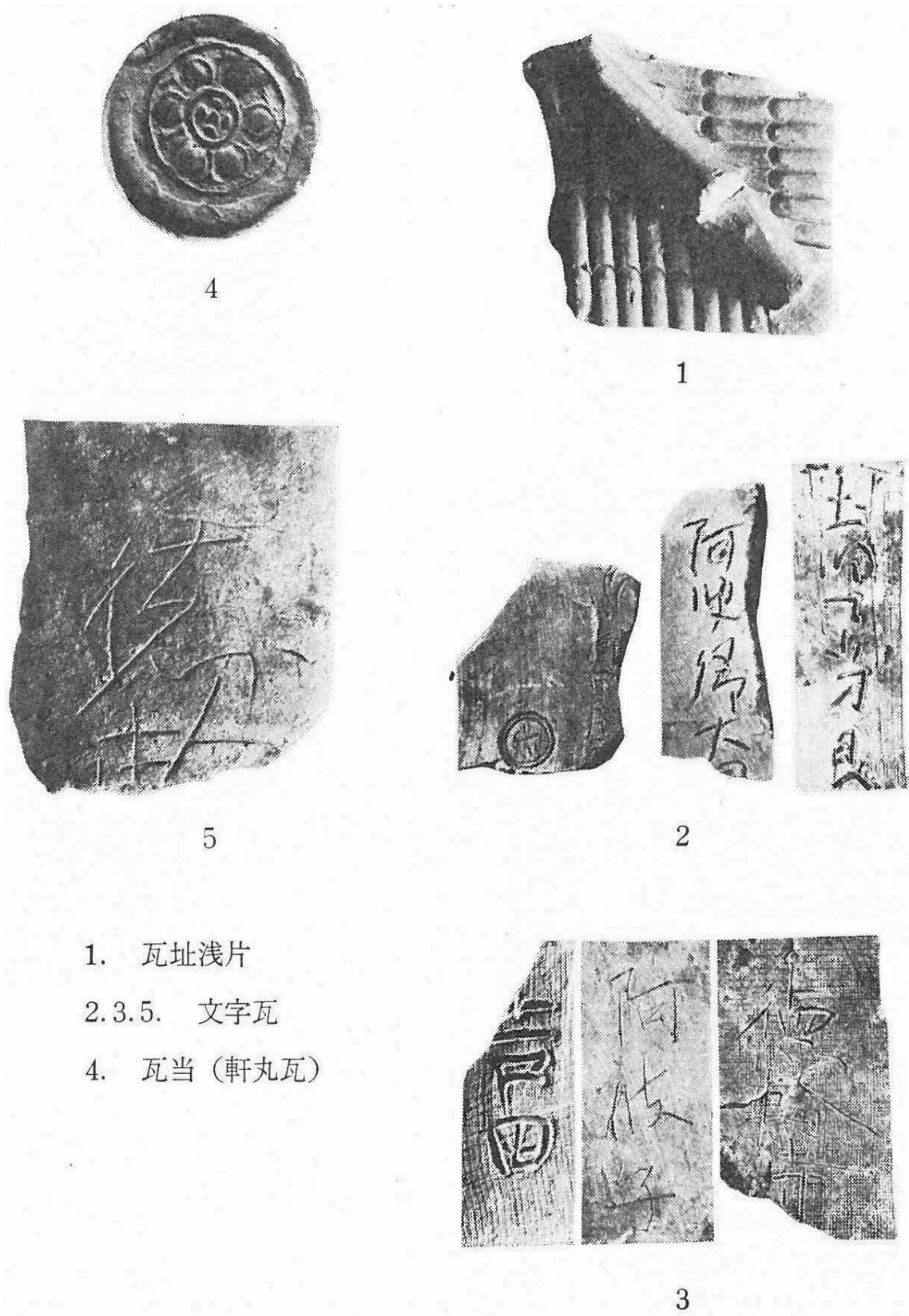
第10図 徳輪寺付近実測図 - 渡里町 -

この八つの遺址がある一画から、南方約一〇〇メートルほど離れた所に土壇状の一址がある。その中心部には塔の心礎の破砕されたものとみられる花崗岩の碎片が埋没し、その周囲に一〇基の礎石が約一・五メートル間隔に並んでいる。基礎地固めは一辺九メートル程度の方形で、ここにあった建造物は、柱間三間三間、一辺四・五メートルの平面をもち、おそらくは三重塔であったろうという。心礎の破壊の状態から、かなり強い打撃による破砕とみられ、あるいは落雷等によるものかという。

この地区から出土する遺物は多くの瓦類と土器（須恵（すえ）器・土師（はじ）器）である。土器には破片が多いが、坏（つき）・鉢・壺・壺等があり、珍しいものとしては陶硯が二個、瓦塔片が一箇出土している。瓦は種類が多く、軒丸瓦一九式二五種、軒平瓦八式一五種（長者山地区出土の瓦も含む）に及び、早いものでは奈良朝前期に属するとみられる鋸歯文縁八葉花文式軒丸瓦一素文式軒平瓦がある。また最も多く出土し、この地区の建築に用いられた主要瓦と推定されるのは素縁八葉花文中心周環二重式軒丸瓦一菱文式軒平瓦であるが、これは奈良朝後期のものとみられる。他に平安時代に入るとみられる形式の瓦も一片出土しているが、本来のこの地区の建築に用いられたものかどうかは問題であろう。

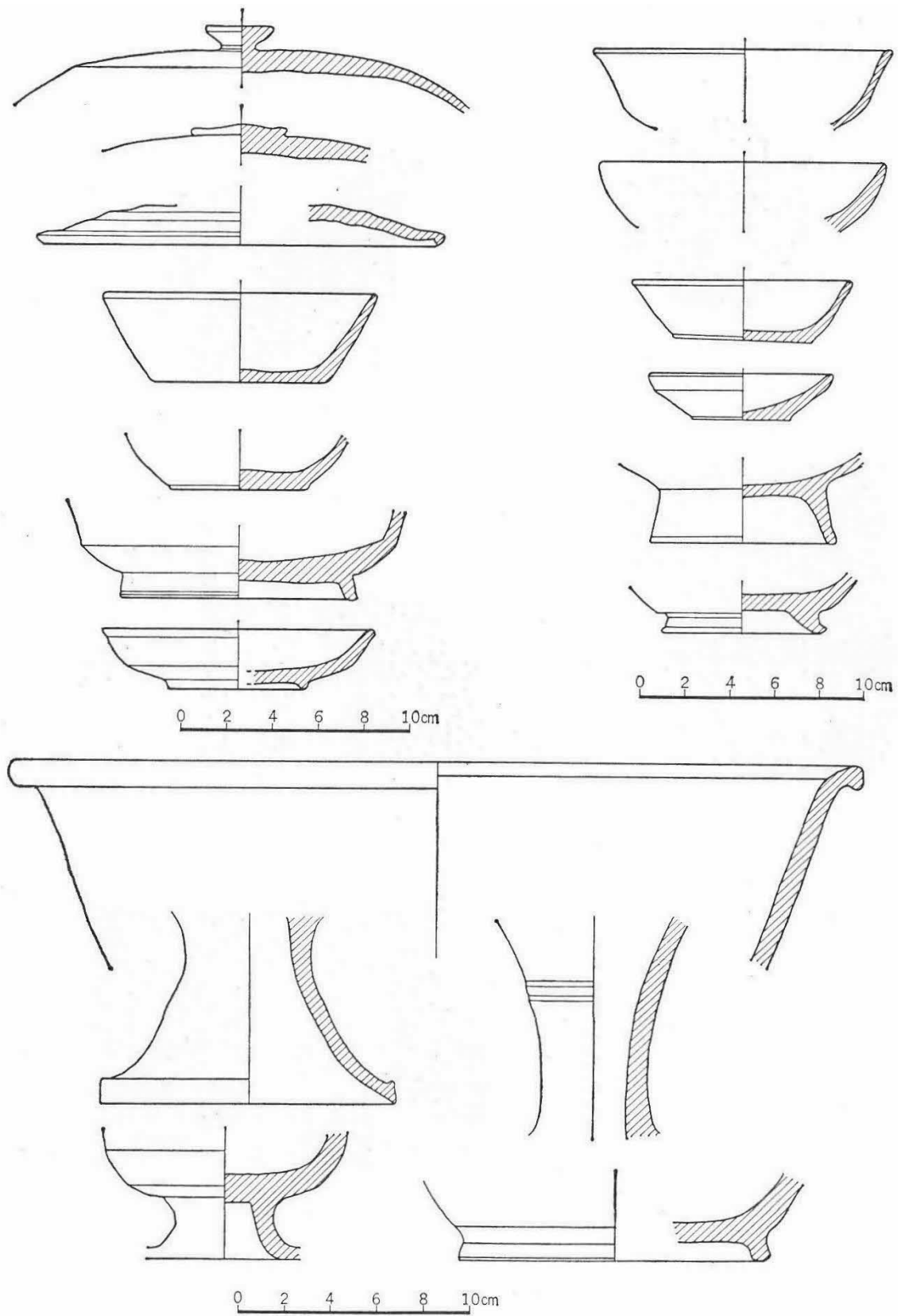
これらの瓦の中には文字を篋書（へらがき）した、いわゆる文字瓦がやや多数発見された。その文字と発見数は、

「徳輪寺」 一、「吉田」 一、「土田」 二、「安」 二、「幡」 二、
「全」 一、「大」 一、「木」 一、「庭」 一、「阿波子口」 二、
「大田里口」 一、「之十二」 一、「口廿三」 一、
などである（2）。



- 1. 瓦址浅片
- 2.3.5. 文字瓦
- 4. 瓦当 (軒丸瓦)

第 11 图 德輪寺遺跡出土瓦



第 12 図 徳輪寺および長者山付近出土土器実測図

これらの中には那賀郡内の地名を示すとみられるものが多い。たとえば「吉田」は吉田郷、「安」は安賀郷、「幡」は幡田郷、「全」は全隈郷、「大」は大井郷を示すと考えられる。なおこのように郷名を略したと考えられる文字瓦は、新治廃寺址からも多く出土している。

この地区の九つの建築址は、塔址とみられるものだけが離れているが、いずれも磁北に対して約一〇度東にふれる共通の方位をもち、また出土の瓦からみても、同一の寺院址であると推定してよからう。ただ問題となる点は、別に地理上の制約はなかったと考えられるにもかかわらず、各建築の配置が極めて雑然としていて、通例、塔・金堂・講堂等が整然と配置される当時の寺院の規模と一致しないことである。新治郡衙の付近から発見された新治廃寺の例では、金堂の左右に東塔・西塔を配し、後方に講堂を置く整然たる伽藍配置が認められ(3)、それと比較しても、この寺院の伽藍配置は極めて特殊である。このことについては、初めからこれだけの遺址しか存しなかったものか、あるいは塔の近くに、まだ検出されない、あるいは破壊された遺構があるのではないかという疑問ももたれる。

(ロ) 長者山地区の遺址。ここには現在二つの建築址の存在が認められる。これもかなり破壊を受けて、建築平面の復原推定は困難であるが、第一号址は礎石五個をとどめ、地固めの跡は東西二二メートル、南北一一メートル程度で、礎石間の距離は東西三メートル、南北二・三メートル程であることから、柱間七間四間の建造物がこの上に建っていたと推定される。第二号址はこれの東南約五二メートルを隔てた所にあり地固めは東西二五・五メートル、南北一三メートルで、残礎二個と抜痕が検出され、ここには柱間二・三メートル程度の八間四間の建築を想定できる。両址とも方位はほぼ正面に面しているとみられる。

なおこの付近にはこれ以外にも建築址がいくつか存在するらしく、

たとえば第一号址の南方約一〇〇メートルほどの所に耕地の表面に焼
 粉の散在するところがあり、礎石の埋没が伝えられている。また観音
 堂山の東方五〇メートルほどの宿屋敷や、南方約五〇〇メートルほど
 の所にも、焼米の出土や残礎の認められる遺跡が存在するらしいが、
 詳細は明らかでない。

出土の瓦は、この地区の主要瓦で、しかも最も早い時期に属すると
 考えられる素縁鋸齒八葉花文式軒丸瓦―三重弧文式軒平瓦が奈良朝後
 期のものとみられ、これよりも時代が下る直波文縁八葉花文式軒丸瓦
 ―唐草文式軒平瓦は平安時代に入ると推定される。また観音堂山地区
 の後期の瓦と同様式の瓦の出土も認められる。

なお文字瓦の出土も多く、ここでは篋書のものばかりでなく、押型・
 極印の文字瓦も発見されている。

(篋書)

「山」 一、「神」 一、「中」 一、「木」 一、「阿波郷丈部里」 一、
 「□丈部里□」 一、「阿波郷丈部里□」 一、「□丈部里丈部□」
 一、「□里丈部中□」 一、「□里丈部大□」 一、「阿波丈□」 一、
 「□丈部辛□」 一、「□波子」 一、「阿波郷大」 一、「大田□」
 一、「土田」 一、「小河里戸主□」 一、「小川里□」 一、「小
 山田里□」 一、「□郷哉里鳥□」 一、「先生部有□」 一、「土師
 部小刀良」 一、「□部真国」 一、「□忍男」 三、「□部身万□」
 一、「飛鳥□」 一、「□鳥取□」 一、「瓦」 一、

(押型)

「日下」 一、「日万」 二、

(極印)

「=」 二〇、「巾」 一二、「大井」 七、「禾」 二二、
 などで、人名を表わしたとみられる文字瓦の出土が多い。

以上主として「常陸台渡廢寺跡発掘調査概要」に基づき、この遺跡を概観したが、なお不明な点が少なくない。まず観音堂山地区の九址と長者山地区の二址の関係である。これについては、出土瓦に共通する点があること、また両者が地域としては近接し、観音堂山地区の遺址の配置からみて、この寺院の伽藍配置は不規則であり、その一部が長者山にまで及んだとしても別に不自然ではないこと、などの点から両者とも同一寺院の遺構と考えることもできる(4)。ただこれに対して、距離がやや離れすぎていること、瓦にもある程度の差が認められること、また実測図から遺構の方位をみると、両者間にややずれがあること、等の諸点から、この両地区の遺跡は直接の関係がないと解釈することもできよう。

全地域の発掘調査が行なわれていない現在、結論を出すことは危険であるが、いずれにしても観音堂山地区の遺跡は、塔址が存在することによって、寺院址であることは疑う余地がない。またここから出土した瓦に「徳輪寺」と篋書したものがあること、この寺の瓦を供給したとみられる木葉下(あぼつけ)の窯跡(かまあと)の付近から「徳輪□」「□輪寺」と判読できる文字瓦が発見されていることから、この寺院の名は「徳輪寺」と呼ばれたとしてよかろう。文献に残らぬ寺の名が、このようにして明らかにされたことは興味深い。

この寺は出土瓦の様式からみて、奈良朝前期に、ある程度の規模をもっていたが、奈良朝後期に至って瓦の葺替え、あるいは拡大が行なわれたらしい。創建の年代は明らかでないが、ここから出土する初期の瓦が創建当時のものとすれば奈良朝前期ということになる。また文字瓦が那賀郡内の安賀・幡田・吉田・全隈・大井等の諸郷の地名を示していることから推測すると、おそらく郡領の勢力を背景として郡内各地の人々の協力(あるいは賦課的な負担であったかもしれない)の

もとに創建維持されたものであろう。

長者山地区の二址については、前述のように寺院址とみるか、あるいは別の建築の遺構と考えるべきか明らかでないが、寺院址とすれば、観音堂山地区の建物より後れて、奈良朝後期に造られ、平安時代に至って更に修理ないし拡張が行なわれたらしい。この場合にも郡内の各地（出土の文字瓦からみると特に阿波郷との関係か深いように思われる）の協力によるところが大きかったと考えられる。またこれを寺院址でないとするれば、ただちに思い浮ぶのは郡衙のことである。やはり当時、瓦葺の建造物としては、郡衙等の公的な建築以外には考えがたく、郡衙の瓦葺の倉庫は奈良時代の正税帳にも見えていて、別に不自然ではない。この地区の文字瓦に「某郷某里戸主某」という、調庸の端書を思わせるものがあることは、公的な建造物の建築に当たって郡内に賦課されたものと考えられることもでき、郡衙の建築などはいかにもこれにふさわしいものであろう。

なお問題点の一つとして長者山地区から出土した「阿波郷丈部里□」「小河里戸主□」等の文字瓦の存在が注目される。前述のように、郷の下に里の行政単位が置かれた期間は、靈龜元年（七一五）から天平十一年（七三九）までの約二五年間に限られる（第一節参照）。したがってこの瓦が作られた時期は極めて明確に、奈良朝前期に限定される。もっとも郷里制の里の消滅後、条里制の里に固有名を付けることがあり、たとえば延喜諸陵寮式に光孝天皇後田邑陵の所在を「山城国葛野郡田邑郷立屋里小松原」とした例もあって、後世でも郷一里の表記が全くないわけではないが、ここでは「某里戸主某」という、戸の所属を示す表記であることから、やはり郷里制の里と考えるべきであろう（5）。ただこの地区の瓦は様式からみて、早いものでも奈良朝後期であるという前述の推定と食い違うことになるが、この場合は瓦の様式の年代推

定に再検討を加えるべきで、長者山地区の遺址が、霊亀～天平の間のものである可能性は大きいと思う。

結論として、長者山地区の遺跡に問題が残るが、この寺は名を徳輪寺と称し、おそらく郡司の勢力を背景として郡内各地の協力により奈良朝前期に創建され、奈良朝後期にかなり大規模な瓦の葺替え又は増築が行なわれ、その後平安時代に入って火災により焼失し、再建されることなくいつしか忘れ去られてしまったものであろう。あるいはその背後に外護者たる郡領の没落というような事情を推測すべきであろうか。

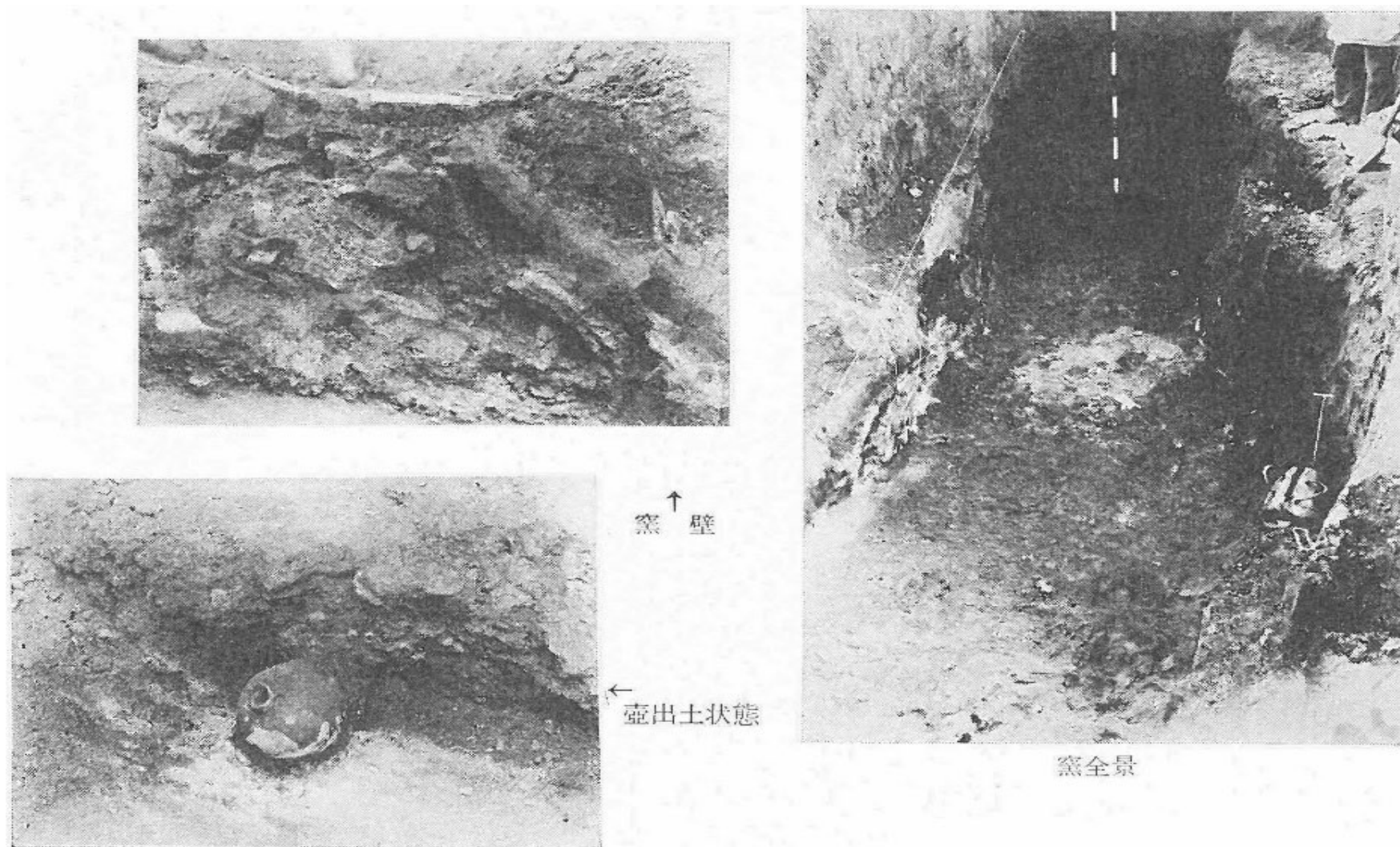
この時代の諸地方の寺院としては、まず国分寺が重要であり、従来主として人々の関心を集めてきたが、それ以外にも廃寺址の存在はかなり多く指摘されている。常陸でも新治・茨城・久慈・筑波・河内などの各郡の郡衙の付近からこの時代に属するとみられる寺院址が検出されており、風土記には国宰川原容禰黒麻呂の時に、仏浜に観世音菩薩像が彫造されたことが伝えられている。また千葉県長熊廃寺や仙台市高崎廃寺の存在によって、当時既に仏教文化は関東地方の諸所に及び、更にこの地方を越えて東北地方に達していたことが知られる。なお出雲国風土記によれば、当時（天平五年、七三三）の同国の寺院は、意宇郡四、楯縫郡一、出雲郡一、神門郡二、大原郡三、合計一カ寺にのぼり、大部分は郡領の創建するところで、中には「五層之塔」をもつものもあったという。また遺跡の調査からみると、寺院址の分布は主要な古墳地帯の中で立派な後期古墳の多い所や、郡衙の付近に多く認められ(6)、かつて壮大な古墳を営んだ豪族がそれに代わって新らしく寺院を建立するようになり、あるいは郡司の勢力によって寺院が営まれた事情が明瞭にうかがわれる。おそらく常陸でも事情はこれと同様であったろう。那賀郡領によってこの地に営まれた徳輪寺も、一面では

かつての古墳築造にも比すべき事業、またそれに代わる事業として建立され他面各地の豪族に倣（なら）う新らしい文化の採用という意義をももったのであろう。当時の人々は奈良の都や国府の大きな建物を見る機会も比較的少なくなかったとはいえ、郷土で日常見なれたものといえ、粗末な小屋のような住居であったろうから、それに比べた時、瓦葺の伽藍が並び、三重塔のそびえ立つこの寺の偉観は、驚異と畏敬の念をもって仰がれたことであろう。

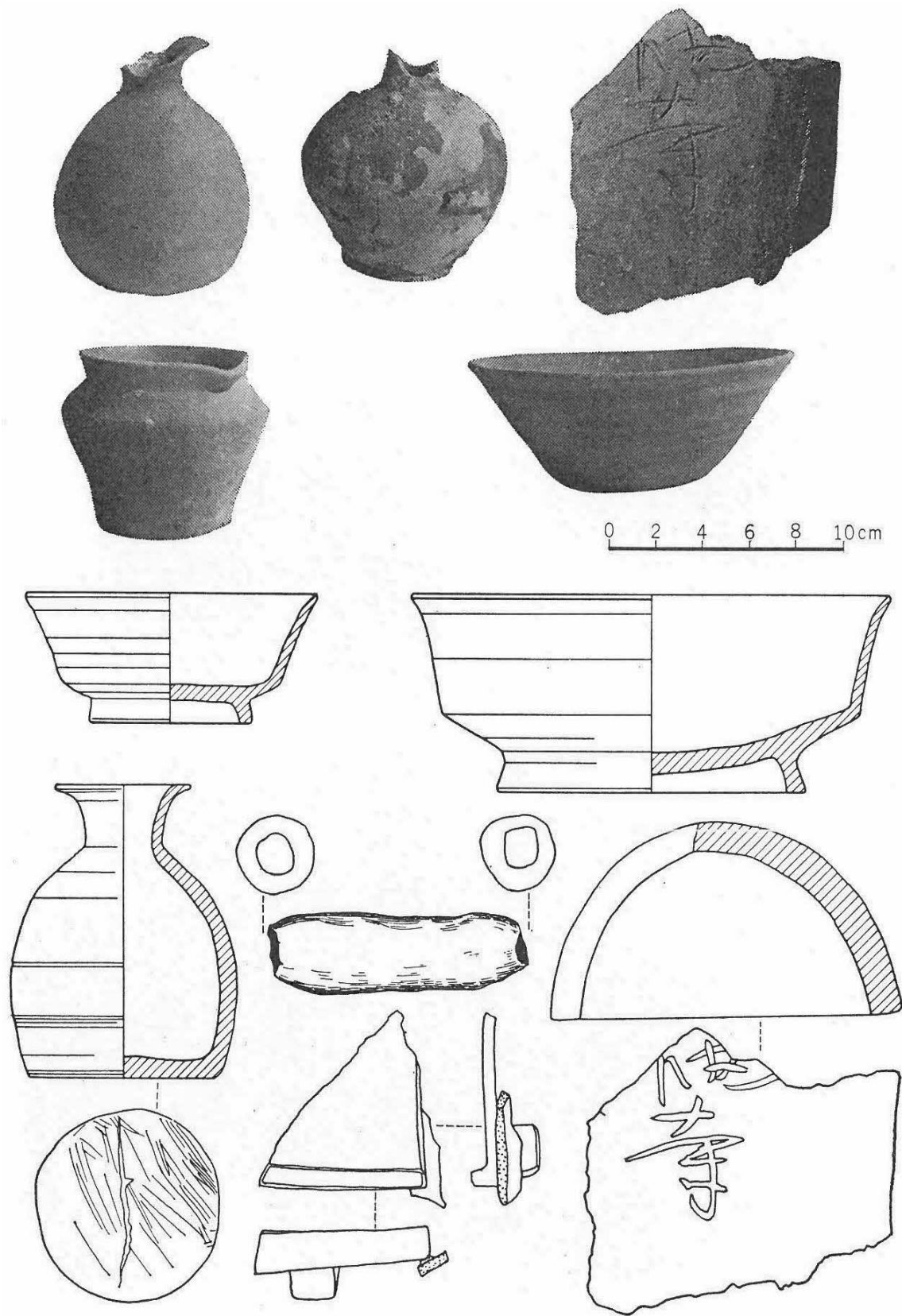
なお、渡里町長者山の南方五〇〇メートル程の所に念仏久保と呼ばれる地があり、その地下七〇～八〇センチの所から蔵骨器が五個発見されている(7)。あるいは時代が下るものかも知れないが、この寺址と関連をもつ可能性もあり、注目される。

木葉下の窯址

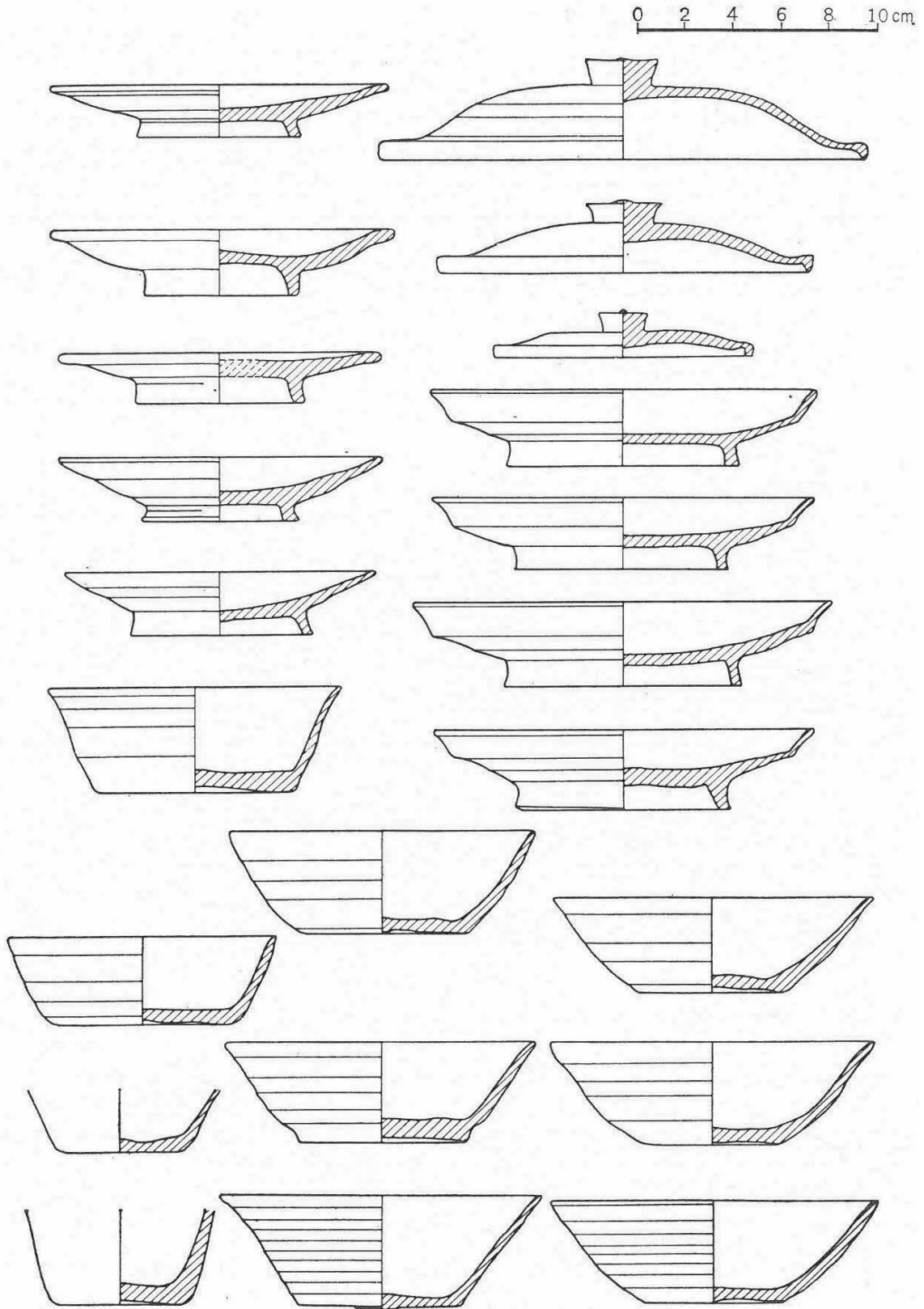
渡里町の廃寺址から西方約七キロを隔てた水戸市の西北端木葉下（あぼけ）町三ヶ野に須恵器や瓦を焼いた窯址（かまあと）が発見された(8)。付近は全隈（またぐま）から木葉下に通ずる道路の西側の台地で、その斜面を利用して煙道を北にした数十の上（のぼ）り窯（がま）が築かれていたらしい。発掘によって数片の瓦と多数の須恵器の壺・甕（とめ）・坏（つき）・蓋などが出土し、また付近からは多くの瓦が採集され、調査の結果、徳輪寺の後期の瓦と同様式の瓦が見出された。須恵器の多くも、渡里より発見されたものと形式の一致することが明らかにされた。更に興味深いことには付近から「徳輪□」「□輪寺」と篋書（へらがき）した文字瓦が採集されたので、渡里町の廃寺址との関連は疑う余地のないものとなった。



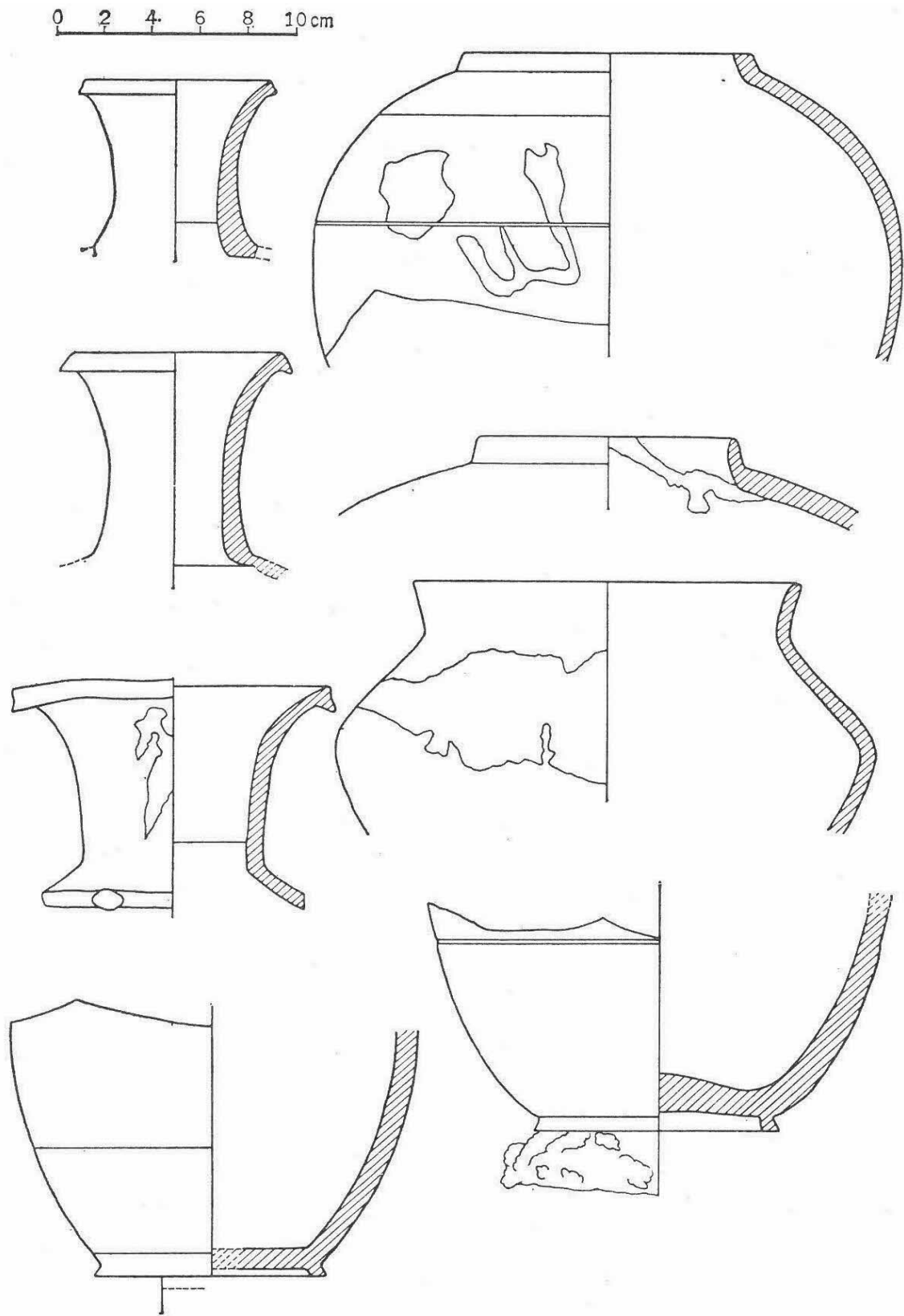
第 13 図 木葉下窯址 — 木葉下町 —



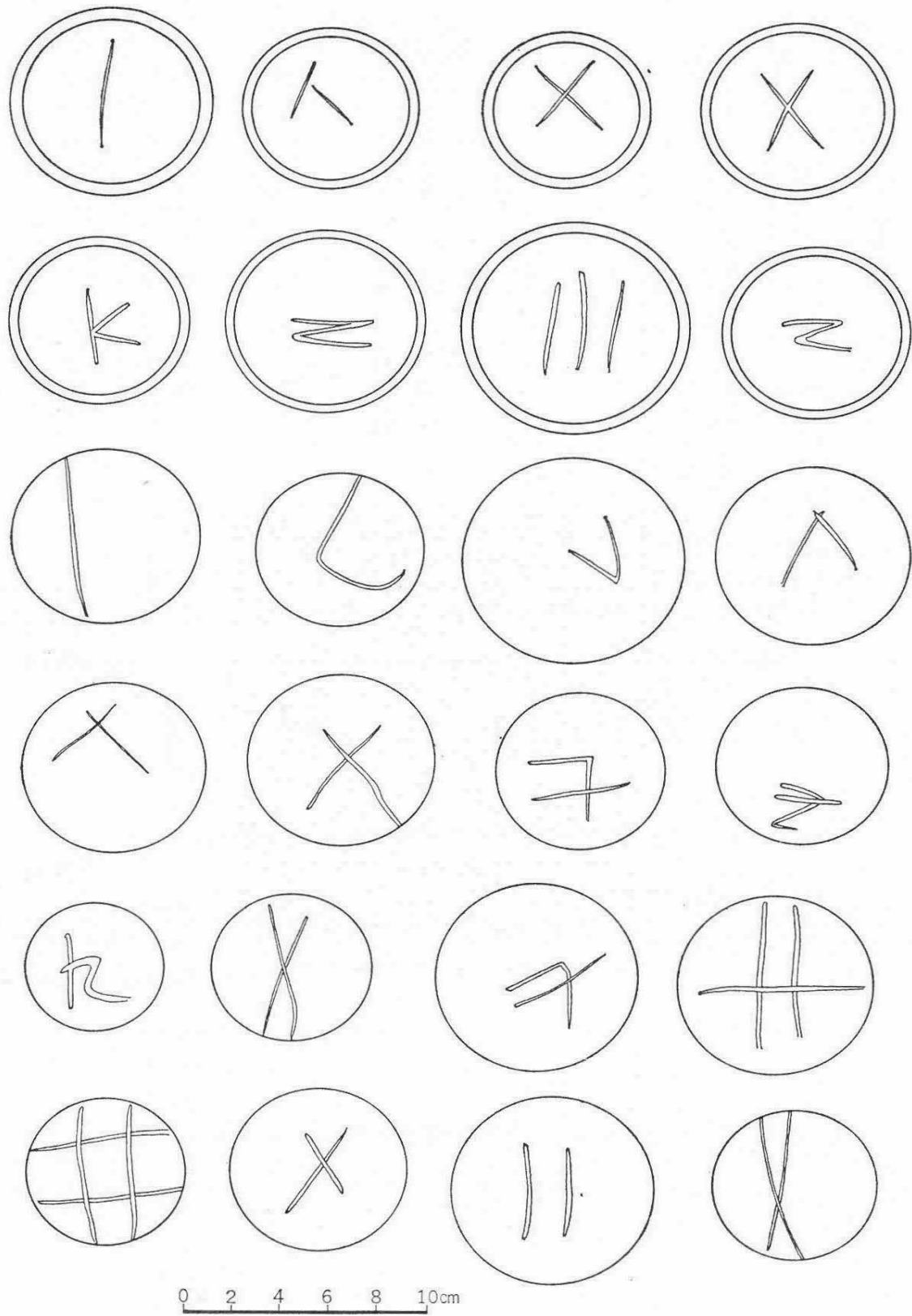
第 14 図 木葉下窯址出土遺物実測図 (1)



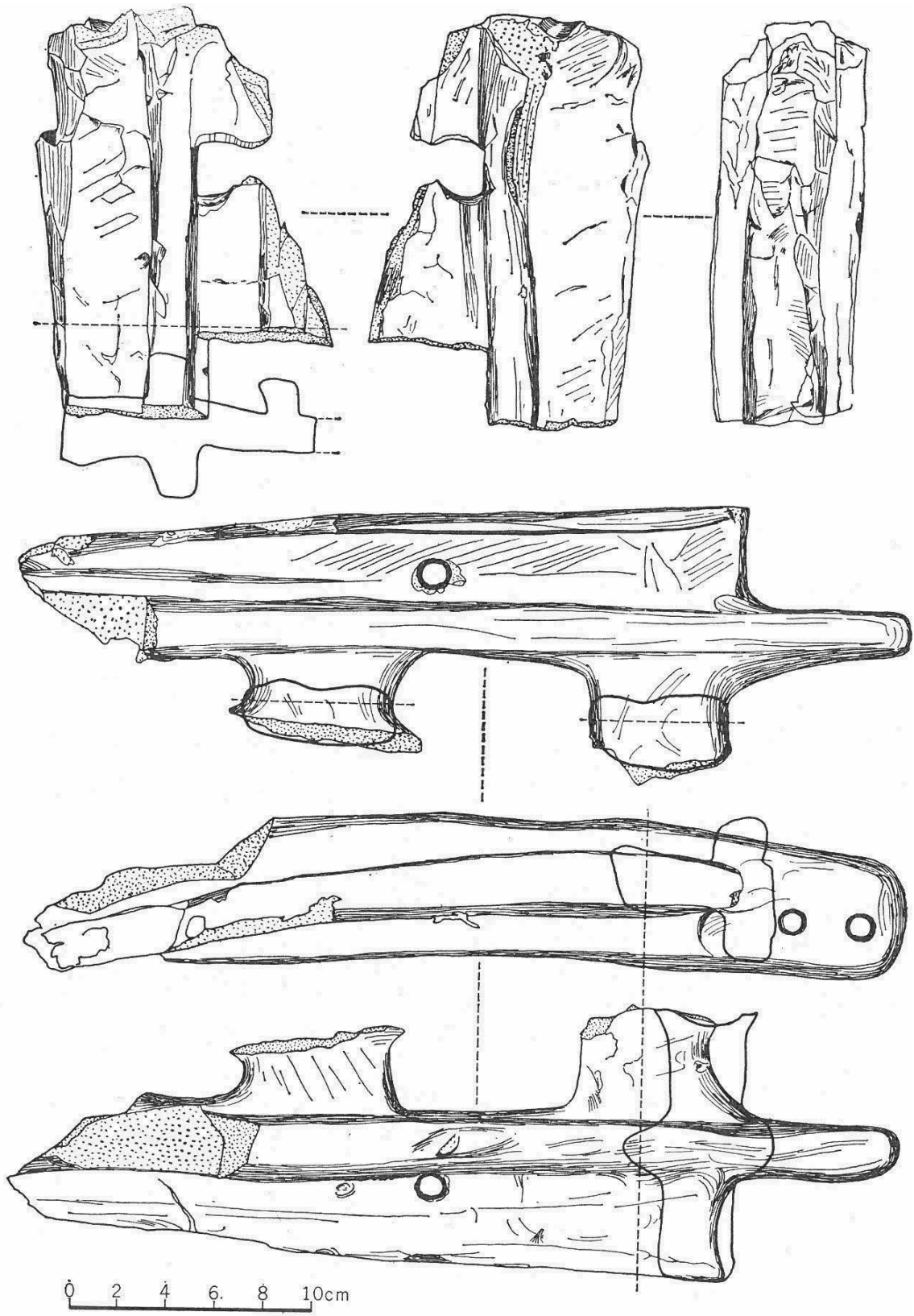
第 14 図 木葉下窯址出土遺物実測図 (2)



第 14 図 木葉下窯址出土遺物実測図 (3)



第 14 図 木葉下窯址出土遺物実測図 (4)



第 14 図 木葉下窯址出土遺物実測図 (5)

ただ同寺の前期の様式に属する瓦は見当たらないので、その供給地は別に求めなければならないが、徳輪寺の後期様式の瓦と須恵器は、この地の窯で製造され、渡里に運ばれたものと推定される。重い瓦を運ぶ人馬が、木葉下から、おそらく全隈・開江の道をたどって、渡里に至った状況を思い浮べることができよう。

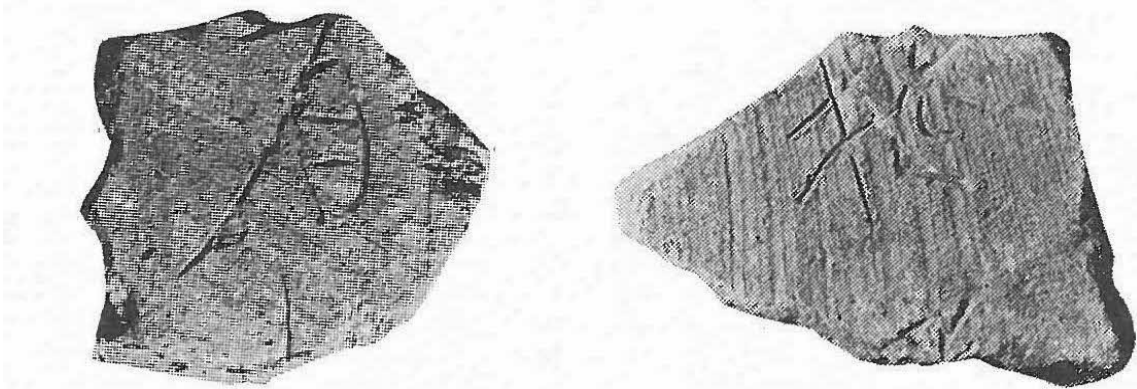
田谷の廃寺址

近年、渡里町長者山の遺跡の東北方、那珂川を挟んで約三キロほど離れた対岸の台地上に、一群の建築址が発見された(9)。この遺跡は田谷町の字百檀・上向梵天と呼ばれる所にあり、方二百メートルほどの地域に散在している。付近は現在耕地となっており、遺址の遺存状態はあまり良くなく、その全容はまだ明らかでないが、この時代の遺跡としては、渡里町の遺跡とともに極めて重要なものである。

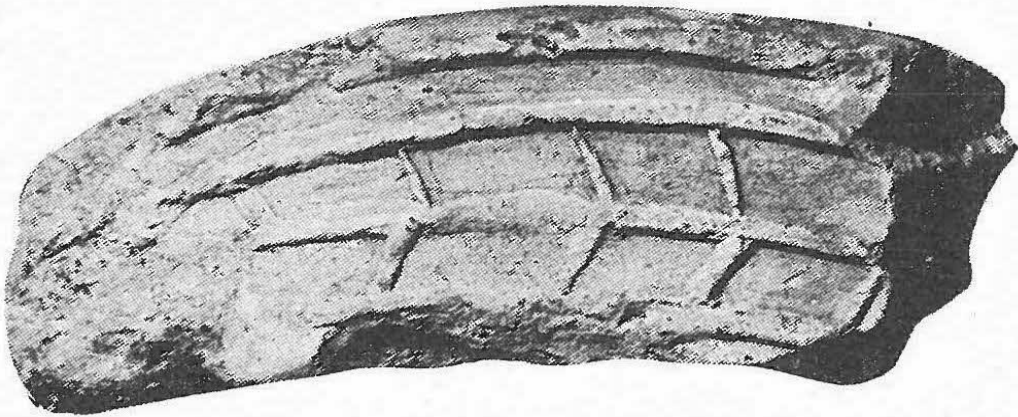
遺跡の大体についてみれば、第一五図のように、耕地の所々に地固めの跡らしいものが数カ所あり、そこだけは農作物の成育状態が極めて悪い。中で最も明瞭なのは北辺の二基(1)・(2)で、(1)は南北約一九メートル、東西約三三・五メートルの長方形、(2)はその西方約二三メートルほど離れて、南北約一五・五メートル、東西三六メートルの規模をもち、地下に玉砂利を敷きつめたらしい跡が認められる。その南方約二八メートルほど隔たった(3)にも、地下に玉利砂が敷かれ、礎石とみられる石が一個残っている。さらにそれから南方に(4)・(5)の遺址があり、ここにも地下に玉砂利の散布が認められる。その東方七〇メートルほど離れた(6)の地点から数個の礎石が発見された。なお付近にはこの他にもいくつかの遺址があるらしく、この一画の西方にも瓦を多量に出土する地点(7)がある。



第 15 図 田谷廃寺址実測図 一田谷町一



文字瓦残欠



軒平瓦



六軒平瓦

第 16 図 田谷廃寺址出土瓦

またこの建築址群の北方と西方にはそれぞれ東西と南北に走る境界線があり、その外側は一〇～二〇センチほど地盤が低くなっている。

この遺跡から出土するのは、瓦と須恵器の破片である。瓦の破片は特に(7)の遺址から多く発見され、それ以外からはあまり多く出土していない。瓦の様式についても、推定できるほど資料がなく、ただ中に「有」「井」などと判読できそうな文字を篋書(へらがき)したものが見られるのみである。

この建築址が以の遺跡であるかについては問題が多いが、まず寺院址と推定することができよう(10)。この場合、対岸の徳輪寺との関係や、建立の時期、造立者などが問題になるが、その点については今のところ手がかりはなく、更に調査が進んで、遺跡の全容が明らかになる日を待たなければならない。

注 (1) この調査は主として高井悌三郎氏によって行なわれたもので、その結果の一部は同氏の「常陸台渡廢寺跡発掘調査概要」(市史編さんのため作成提出)や、「常陸台渡廢寺址出土の文字瓦」(史迹と美術二九七所載)に発表された。

(2) この他に国学院大学考古学資料室所蔵の、ここから出土した瓦に「阿波子張人」、同じく水戸第一高等学校史学会所蔵の瓦に「口波子」の文字がある。

(3) 高井悌三郎氏著「常陸国新治郡上代遺跡の研究」第一部

(4) 高井悌三郎氏はこの見解をとる。

(5) 文字瓦で「小河里」「小山田里」などとあるのは五〇戸一里の里か、郷里制の里か明らかでないが、和名抄にも見えず、おそらくこの上に郷名が略された郷里制の里であろう。

(6) 山本清氏「遺跡の示す古代出雲の様相」(「出雲国風土記の研究」所載)

- (7) 豊崎卓氏前掲論文二三頁。なお氏はこの蔵骨器を郡領の一族のものかと推定している。
- (8) 大森信英氏「茨城県山根村木葉下窯址調査報告」(上代文化二〇所載)、大森信英・大川清氏「水戸市木葉下町三ヶ野第二号窯址発掘結果報告書」参照
- (9) 伊東重敏氏が発見し、これを田谷廃寺址として紹介した。なお、市史編さん係が、同氏に再調査を依頼し、その結果にもとづいて以下の記述を行なう。
- (10) 寺院址ではなく、駅家址とみる説もあり、豊崎卓氏は河内駅家を那珂川の両岸にあったと考え、その一方を田谷付近に想定している。(前掲論文二〇頁)

以上四節に分けて、奈良時代を中心に郷土の歴史を考えてきたが、最後に当時の水戸地方を概観してみよう。

奈良時代の常陸の政治・文化の中心は、国府（石岡市）にあった。ところで、常陸国府を出て、陸奥に通ずる官道は、水戸の台地の西北部を經由して北に向かった。その台地の西北部こそは、当時の那賀郡の中心地であり、そこには恐らく郡衙の庁舎・倉庫が軒を並べ、瓦葺の徳輪寺の伽藍には、三重塔がそびえ立つ。また付近には河内駅家の施設もあって、交通の要点となっていた。那珂川にそった水田地帯には整然たる条里の地割が施され、班田収授が行なわれた。郡内の各地からこの地に来る人々も多く、駅使や官道を往来する運脚・防人・衛士などが絶えずこの地を通り過ぎ、集落も次第に発達した。

このようにわれわれの想像する当時の水戸地方は、前代とはかなり異なった様相を呈している。これは律令体制の成立によって生み出された変化である。この体制の下で、人々は国郡里の組織を通じて直接

中央の支配を受け、生活の面でも律令の規制を強く受けたと考えられる。人々は租・庸・調・雑徭、あるいは兵役などの負担を負うことによって、この体制を支え、一面それによってもたらされた社会の安定の下に生活を向上させていった。しかしこの律令体制も奈良時代の末に至ると、ようやく各方面に破綻を生じ、次第に庄園の発達、土豪勢力の伸長と、次の時代への傾斜を強めていったのであった。

なお、このような政治的な変化発展の半面には、吉田神社・大井神社など神祇の信仰、曝井に集（つど）う村の婦女、農耕の生活など、村落における前代以来の生活の継続のあったことも見落してはならないであろう。